
令和6年大和町議会3月定例会議会議録

令和6年2月27日（火曜日）

応招議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

出席議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野俊彦君	福祉課長	蜂谷祐士君
副町長	浅野喜高君	健康推進課長	大友徹君
教育長	上野忠弘君	農林振興課長	阿部晃君
代表監査委員	櫻井貴子君	商工観光課長	浅野義則君
総務課長兼 危機対策室長	千葉正義君	都市建設 課長	亀谷裕君
まちづくり 政策課長	江本篤夫君	上下水道課長	野田実君
財政課長	児玉安弘君	会計管理者 兼会計課長	菊地康弘君
税務課長兼 徴収対策室長	小野政則君	教育総務課長	遠藤秀一君
町民生活 課長	吉川裕幸君	生涯学習課長	瀬戸正昭君
子ども家庭 課長	村田充穂君	公民館長	村田晶子君

事務局出席者

議会事務局長	櫻井修一	次長兼議事 庶務係長	相澤敏晴
主 事	浅野真琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (門間浩宇君)

皆さん、おはようございます。

定例会議の再開前ではありますが、私から皆様にご紹介をさせていただきます。

初めに、去る2月8日、東京都内におきまして開催されました全国町村議会議長会定期総会の席上、馬場久雄議員が27年間の長きにわたる議員活動を通じ、同じく藤巻博史議員が15年間の長年にわたる議員活動を通じ、それぞれ地方自治の振興に寄与されたご功績によりまして、全国町村議会議長会長より表彰を受けられました。

次に、去る2月21日、宮城県自治会館におきまして開催されました宮城県町村議会議長会定期総会の席上、多年にわたり町村議会議員として地方自治の振興・発展に尽くされたご功績によりまして、藤巻博史議員が宮城県町村議会議長会長より表彰を受けられました。

また、同じく宮城県町村議会議長会定期総会の席上、本町議会発行の議会だより第218号が、第43回議会広報選考会におきまして、一昨年、昨年に引き続き3年連続の奨励賞となり表彰を受けてまいりました。

ただいまの表彰に加え、全国町村議会議長会定期総会におきまして、本町議会における議会活性化の取組が評価され、町村議会表彰を受賞し、2月21日に開会の宮城県町村議会議長会定期総会の席上、表彰を受けてまいりました。

このたびのそれぞれの表彰につきましては、受賞者ご本人はもとより、大和町及び大和町議会の名誉であり、誠におめでとうでございます。

受賞者の皆様におかれましては、今後一層ご自愛の上、地方自治の限りない発展のためにご活躍されますよう心からご祈念を申し上げたいと思います。

私からのご紹介は以上でございます。

議会事務局長 (櫻井修一君)

ただいま議長より表彰のご紹介をさせていただきましたが、ここで表彰状の伝達をさせていただきます。

門間議長から、最初に、全国町村議会議長会表彰を馬場久雄議員と藤巻博史議員に、次に、宮城県町村議会議長会会長表彰を藤巻博史議員に、そして、第43回議会広報選考会奨励賞につきましては議会広報常任委員会藤巻委員長に、それぞれ表彰状の伝達をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、馬場久雄議員におかれましては、答弁席の前にお進み
いただきたいと思ひます。

議 長 (門間浩宇君)

表彰状、宮城県大和町、馬場久雄殿。

あなたは町村議会議員として、長年にわたり地域の振興・発展及び住民福祉の向上
に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長渡部孝樹。

代読でございます。おめでとうございます。

議会事務局長 (櫻井修一君)

おめでとうございます。

続きまして、藤巻博史議員におかれましては、答弁席の前にお進みいただきたいと
思ひます。

議 長 (門間浩宇君)

表彰状、宮城県大和町、藤巻博史殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興・発展に寄与せられたその
功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長渡部孝樹。

代読でございます。おめでとうございます。

議会事務局長 (櫻井修一君)

続きまして、宮城県町村議会議長会表彰でございます。

議 長 (門間浩宇君)

表彰状、大和町、藤巻博史殿。

あなたは大和町議会議員として、多年地方自治の振興・発展に尽力され、その功績
は、誠に顕著であります。よって、ここに記念品を贈り、表彰します。

令和6年2月21日、宮城県町村議会議長会会長色川晴夫。

代読でございます。おめでとうございます。

議会事務局長 （櫻井修一君）

次に、議会広報選考会奨励賞でございます。

議 長 （門間浩宇君）

賞状、奨励賞、大和町議会殿。

貴議会は、第43回宮城県町村議会広報選考会において頭書の成績を収められました。よってその創意と努力をたたえ、記念品を贈りこれを賞します。

令和6年2月21日、宮城県町村議会議長会会長色川晴夫。

代読でございます。おめでとうございます。

議会事務局長 （櫻井修一君）

それでは、ここで、受賞されました皆様に対しまして、議会を代表いたし、門間議長からお祝いの言葉がございます。

議 長 （門間浩宇君）

本日、令和6年大和町議会3月定例会議の開会に当たり、多年にわたりまして、地方自治の振興・発展にご貢献された功績によって、それぞれ表彰を受けられました皆様に対しまして、議会を代表し、一言お祝いの言葉を申し上げさせていただきます。

表彰を受けられました馬場久雄議員、藤巻博史議員におかれましては、長年にわたり地方議会議員として在職をされ、豊かな識見と貴い経験、そして卓越した手腕をもって地方自治の振興・発展にご貢献をされてまいりました。そのご功績に対しまして表彰に浴されたのであり、このことは、ご本人はもとより、本町議会の名誉でもあります。

ここに、町政発展と住民福祉の向上に寄与されましたご功績に対しまして、衷心より敬意と祝意を申し上げます。

皆様におかれましては、今後一層ご自愛の上、地方自治の限りない進展のためにご活躍をされますよう心からご祈念を申し上げます。

また、議会だよりの奨励賞受賞につきましては、3年連続の受賞であります。これは、ご多忙の中、編集を担っていただきました議会広報常任委員皆様のご努力の成果であり、今期4年間のうち3年連続受賞の快挙も大変喜ばしいことでもあります。

議会を代表し、お祝いの言葉を申し上げますとともに、議会広報常任委員皆さんに感謝と敬意を表する次第であります。

表彰を受けられました議会だより第218号は、9月定例会議の内容であり、宮城県町村議会広報選考会では、見出し、内容説明、関連写真がそろい、分かりやすい、特に一般質問の提案型、監視型の質問見出しは的確であるとの評価をいただいたところでもあります。

今後も、議会だよりがなお一層町民の声のかけ橋となるようご祈念を申し上げます次第であります。

さらにではありますが、全国町村議会議長会の町村議会表彰におきましては、本町議会が令和3年から取り組んできました、議員と住民が共にプロジェクトを進め、その結果を基に、議員の成り手不足の解消のため議員報酬を増額したこと、さらに、通年議会の導入及び議会基本条例の制定など、議会の活性化策を積極的に取り組んでいることが評価されたものであります。このことは、他の範とするにふさわしい活動と認められたものであり、全国の22団体と共に受賞したことは全国的に誇れることであり、大変喜ばしいことであります。

この受賞に際して、ご協力をいただいた町民の皆様に対します感謝の気持ちはもちろんであります。議員皆様におかれましても、プロジェクトを進めるに当たり、住民との話合いにご理解を賜り、最終的には議員定数2減の決断に至るなど、そのご苦労とご負担に対しまして、衷心より敬意を申し上げ、簡単ではあります。お祝いの言葉とさせていただきます。

令和6年2月27日、大和町議会議長門間浩宇。

議会事務局長（櫻井修一君）

続きまして、受賞されました皆様を代表し、馬場久雄議員より御礼の挨拶がございます。

15番（馬場久雄君）

謝辞。

ただいま、門間議長よりお祝いの言葉をいただき、誠にありがたく、心より御礼を申し上げます。

このたび、私、地方議員として27年間在職し、また、藤巻博史議員におかれましては、地方議員として15年間在職し、自治功労者としての受賞の栄誉に浴することができましたことは、ひとえに議員の皆様、町長をはじめとする執行部の皆様のご指導並びにご支援のたまものでございます。この間、議長職を4年間経験させていただきました。

した。重ねて厚く御礼を申し上げます。

今回の受賞を契機とし、鋭意努力、精進してまいる所存であります。私、今3月の任期満了をもって議員の職を辞することとしております。今後は、大和町のさらなる発展と議員各位のご活躍に大いにご期待をいたすところでございます。

結びに、議員の皆様、執行部の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたし、御礼の言葉といたします。

令和6年2月27日、受賞者代表、馬場久雄。

本日は誠にありがとうございました。

議会事務局長 （櫻井修一君）

以上をもちまして、表彰のご紹介及び伝達式を終わります。

議長 （門間浩宇君）

ただいまから令和6年大和町議会3月定例会議を開会します。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長 （門間浩宇君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番犬飼克子さん、7番馬場良勝君を指名します。

日程第2 「議会期間の決定について」

議長 （門間浩宇君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りをします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月12日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から3月12日までの15日間に決定をしました。

「諸般の報告」

議 長 （門間浩宇君）

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

「施政方針の表明」

議 長 （門間浩宇君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年大和町議会3月定例会議の開催に当たり、令和6年度の町政運営の考え方と、一般会計当初予算案をはじめとする諸議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、ただいま議長からご披露がありましたが、全国町村議会議長会自治功労者表彰におきまして、馬場久雄議員が長期在職功労者として自治功労表彰を受賞なされました。また、藤巻博史議員が全国町村議会議長会、宮城県町村議会議長会から自治功労表彰を受賞されました。さらに、全国町村議会議長会から大和町議会が町村議会表彰を受賞したほか、宮城県町村議会議長会第43回議会広報選考会におきまして、たいわ町議会だより第218号が3年連続で奨励賞を受賞されました。受賞されました馬場久雄議員、藤巻博史議員、議会広報常任委員会の皆様をはじめ、大和町議会に対しお祝いを申し上げ、改めまして敬意を表するとともに今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。おめでとうございます。

本年は、4年ぶりに新型コロナウイルス感染症による行動制限のない、天候に恵まれた穏やかな年明けを迎えたところでありましたが、1月1日午後4時10分に石川県能登地方において、最大震度7を記録する令和6年度能登半島地震が発生いたしました。この地震により、お亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげますとともに、

被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。本町といたしましても、被災しました自治体に対しまして、国、県及び関係機関と調整を図り、迅速かつ的確に対応することといたしております。本町のこれまでの支援につきましては、人道支援として2月1日から5日まで給水活動のため、職員3名と給水車1台を七尾市へ、さらに、2月18日から26日まで罹災証明発行支援業務のため、職員2名を能登町へそれぞれ派遣したところであります。また、物的支援といたしましては、石川県から要望のありました無洗米600キロ、500ミリリットル入り飲料水840本などの支援を行っておりますが、今後も必要に応じ支援を行っていく予定としております。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年5月に感染法上の位置づけが5類に引き下げられ、季節性インフルエンザと同等の扱いとされたことにより、それ以降の町事業につきましては感染症対策を意識しながらではありますが、まほろば夏まつりをはじめ、様々なイベントをほぼ通常どおり開催したところであり、町民の皆様笑顔や文化や地域活動等における活力が戻ってきたものと感じているところであります。

さて、第213回通常国会におきまして、1月30日に岸田内閣総理大臣は施政方針演説を行い、地方創生なくして日本の発展はありませんと述べられました。この中で、これまでの地域においても絆の力を基礎に新しい取組が始まっていることから、観光や農業などの基幹産業の発展支援にも取り組むこととしております。また、平時から安全安心を守り、激甚化する自然災害を踏まえ、ハード、ソフト両面から流域治水をはじめとする防災、減災、国土強靱化の取組を積極的に進めていることを表明しております。本町といたしましても、これらの国の動向を注視し、新たな取組を考えながら町政運営に努めてまいりたいと考えております。

このような中、昨年10月31日に台湾の半導体製造の大手メーカーP SMC様が大衡村に半導体工場を建設することが発表され、本町といたしましてもこのことを契機に新たな企業誘致を目指し、今後、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。特に、新たな企業誘致に向けての工業団地の造成や、従業員向けの住環境の整備、人材の確保、教育環境の充実などが最も重要な課題であると捉えております。

また、第一仙台北部中核工業団地内に、株式会社ライト製作所様が令和7年10月稼働を目標に医療機器生産工場の建設を決定いただき、去る2月13日に立地協定を締結いたしました。これまで同社では、大郷町にあります工場で磁気共鳴画像装置MR Iやコンピューター断層撮影装置C Tなどの医療機器の受託生産をしてまいりましたが、

敷地が手狭になりましたことから本町への進出に至ったところであり、本町といたしましても同社様の生産開始に向けて協力してまいりたいと考えております。そのほか、未来を担う子供たちをはじめ、町民皆様の安全で豊かな暮らしを守りながら、大和町の発展のためにこれからも全力で参りますので、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、令和6年度予算編成について申し上げます。

令和6年度予算の編成につきましては、昨年10月30日に各課の担当者を対象に開催した予算編成説明会において、本町の財政状況と今後の見通し等を説明し、予算編成の基本方針を示すことによりスタートいたしました。その中で、大和町第五次総合計画に掲げた施策・目標の達成に向けて取り組むことを伝えながら、今後、大型事業が多数想定されますことから、改めて現在の事業内容と成果を厳しく検証し、積極的な事業の精査と、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出削減等を指示し、当初予算案を作成したものであります。

令和6年度当初予算の規模は、一般会計155億3,000万円、特別会計72億4,753万9,000円、下水道事業会計14億8,581万2,000円、水道事業会計13億363万5,000円、総額255億6,698万6,000円となり、予算総額は、前年度から20億4,727万1,000円増加し、前年度比で8.7%の増加となり、当初予算としては2年連続して過去最大となっております。

一般会計につきましては、前年度から9億8,000万円を増加し、前年度比で6.7%の増となっております。

増加の要因となった事業を一部抜粋してご説明いたします。

小学校建設費では、吉岡小学校、体育館及びプールの新築工事で、事業費は24億6,602万円となり、前年度比で7億5,596万円の増となっております。

まほろばホール管理運営費では、これまで、まほろばホールの大ホール天井改修や舞台機構、つり物装置等改修などを実施してまいりましたが、今後も引き続き年次計画に基づき長寿命化改修工事を実施しますことから、令和6年度は前年比で9,510万円減の約3億8,610万円となっております。

また、住宅建設事業費では、宮床・吉田子育て支援住宅で合計5棟の新築工事の実施で1億9,599万円を新たに計上いたしております。

このほか、障害者自立支援給付費では、居宅介護サービスや共同生活援助の扶助費の増などで約9億1,200万円となり、前年度比で約2,680万円の増。

高齢者が住み慣れた町で元気で過ごすことができるよう、外出機会の確保を図るこ

とを目的とした高齢者外出支援事業費では、タクシー券の交付額を1人当たり年額6,000円から1万8,000円に増額することから2,598万円となり、前年度比で1,659万円の増となっております。

特別会計は、前年度から11億1,926万5,000円の増額となりましたが、これは吉岡西部土地区画整理事業特別会計において造成工事移転補償費等により、10億1,557万6,000円の増となったことが要因であります。

下水道事業会計は、前年度から5,062万円の減額。

水道業会計は、前年度から137万4,000円の減額となっております。

一般会計の歳入予算を見ますと、町税は66億8,203万5,000円を計上しており、歳入構成比の43%を占めております。

地方交付税は5億7,100万円を計上しておりますが、普通交付税は不交付と見込んでおりまして、歳入構成比の3.7%となっております。

基金繰入金は、吉岡小学校改築事業の財源として学校校舎建設基金から6億円を繰り入れ、そのほか、財政調整基金から8億5,550万9,000円を、防衛施設周辺整備調整交付金基金から1億390万円など、合計で15億9,557万3,000円を計上しております。

町債は、橋梁補修工事や山下大沢線舗装修繕などの土木債で1億9,700万円、吉岡小学校改築事業やまほろばホール長寿命化改修事業での教育債で13億9,240万円などで、合計で16億7,170万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、公約に掲げた6つの柱から主な施策についてご説明を申し上げます。

初めに、住環境の整備についてであります。

誰もが長く住み続けられるまちづくりにつきましては、道路整備や環境美化を推進し、誰もが快適な生活を送ることができるよう、身近な事業に積極的に取り組んでまいります。

高齢者タクシー補助事業については、75歳以上の方や65歳以上の運転免許自主返納者の方への支援として、タクシー利用の一部として1人当たり年間6,000円助成を実施し、令和5年度からは仙台市交通局が発行するICカード乗車券*i c s c a*を用意して、対象者の利便性を拡大することなどを対応してまいりました。さらに、令和6年度からは1人当たり年間1万8,000円に増額をし、高齢者の外出支援の充実を図ります。

大和町吉岡西部土地区画整理事業では、関連する都市計画道路、吉田落合線の4車線化工事が完了し、今後は宅地造成工事、道路整備等を進めるほか、県が施工する都

市計画道路北四番丁大衡線事業に全面協力し、一日も早い事業の完了と町内立地関連企業及びサプライヤー企業等の誘致を進め、職住近接のまちづくりに全力で邁進してまいります。

子育て世帯等移住・定住応援事業では、宮床・吉田・鶴巣・落合地区への移住定住について、三世代同居応援事業補助金と合わせ最大180万円の補助金を交付し、住宅取得やリフォーム費用を支援することにより地域活力や維持を図るほか、本町を選んでもらえる定住のまちづくりを行います。また、令和6年度宮床、吉田両地区に合わせて5棟の子育て支援住宅の新設を予定しております。

次に、企業と行政のつながり強化であります。

積極的な企業誘致と安定した雇用環境の促進については、これまでの企業誘致によりまして町内の各工業団地は完売となっておりますが、現在、造成中の大和町吉岡西部土地地区画整理事業地内などへ積極的な企業誘致活動を展開するとともに、雇用の創出や税込確保を図り、町と企業が互いに良好な関係を築けるよう柔軟に対応してまいります。また、雇用機会掘り起こし事業として、町内企業における地元人材確保のため、黒川高等学校での地元企業説明会を開催し、各企業の業務内容や雰囲気を感じていただくマッチング支援を実施いたします。

また、好評であります町内在住の中学生、高校生を対象にしたオープンファクトリーでは、町内企業の工場見学会やものづくり体験などを通じ、地元企業への理解や興味を深めるなど、将来の就業先となる取組を実施いたします。

次に、農業政策についてであります。

小規模農家の支援については、本町の基幹産業である農業につきましては、農作業の効率化を図るため農業環境整備事業により、農業用施設の改修、農地整備については農家等への改修費用の支援により、農業の持続的発展や担い手の確保、育成の支援を継続します。

国が進める農業経営の大規模法人化を推進しながら、支援が届きにくい小規模経営農家の支援を検討します。また、スマート農業、転作による収益力の向上の取組として、省力化のためスマート農業への移行を推奨します。農業の生産性を向上させ、魅力あるなりわいとして育てていくことが重要であると考えております。

次に、教育の充実についてであります。

若者の学びを支援については、ふるさと納税の基金を活用し、奨学金を受けて高等学校や大学、専門学校等を卒業し、町内に居住する方々を対象に奨学金の返還金の一部を助成する制度を創設することとし、令和7年度開始に向け準備を進めております。

検定試験への挑戦を応援については、中学生が積極的に英語検定などに挑戦し、チャレンジする姿勢を身につけられるよう、応援制度を新設します。自分で目標を立てて学びを進める意欲や、失敗しても再挑戦する姿勢を培います。

土曜学習「まほろば塾」では、公益社団法人全国学習協会から講師を招き、中学3年生を対象に高校受験対策のための支援を行ってまいります。

また、高等学校等通学応援事業では、仙台市等へ通学する高校生を対象に、定期券購入の助成を行い、子育て世代の家計の負担軽減を図ってまいります。

次に、にぎわい創出事業であります。本年度、吉岡地区の道路整備方針等の作成を行っており、都市計画道路高田中町線の整備と、道路整備に伴う吉岡市街地への波及を検討し、にぎわいの創出を目指してまいります。

自転車を町のスポーツに、については、町内にあります宮城県自転車競技場を活用し全国規模の大会の誘致を目指し、自転車を通じた町の振興に努めてまいります。その一つとして、南川ダム周辺を周遊するためのレンタサイクル「サブチャリ」のPRや、四十八滝オートキャンプ場のPRを強化するとともに、キャンプ場利用者を周辺温泉へ誘導する事業を進めてまいります。

廃校の活用については町内にある廃校、旧升沢分校、嘉太神分校、難波分校の活用について検討してまいります。

また、3つの教育ふれあいセンターにつきましても改修等が必要な状況になっておりますことから、今後の様々な利活用方法を検討いたすこととしております。

最後に、健康増進についてであります。

基本健診、各種検診への補助拡大につきましては、自己負担額の見直しにより、生活習慣病の予防、疾病の早期発見につなげ、町民の健康寿命の延伸に寄与することを目的に見直しを行いました。

国民健康保険加入者につきましては、自己負担額を無償化し、国民健康保険非加入者につきましては、自己負担額をおおむね2から3割を軽減いたします。また、神経痛などの後遺症を伴うことがある帯状疱疹の予防の対策といたしまして、帯状疱疹ワクチン予防接種費用の助成を新たに実施してまいります。

このほか、第五次総合計画の基本計画に掲げた施策のうち、主なものについてであります。

初めに、戦略的な観光地域づくりの展開であります。

七ツ森湖周辺整備事業につきましては、本年度、四十八滝運動公園内に幼児用遊具を新設したほか、新たなトイレ整備に着手をいたしました。令和6年度におきまして

は、蛇石せせらぎ公園に駐車場を整備するための実施設計、土地購入を予定し、大和町の観光資源を町内外に広くPRしてまいります。

縁結び応援事業では、婚活イベントを2回開催して、町民及び町内在勤者に会いの場を提供するとともに、仲人ボランティアの養成研修会等を開催するほか、縁結び応援団を組織して、若い世代の人口増加を図ってまいります。

次に、豊かな自然とともに暮らすまちづくりの推進であります。

環境教育の充実では、吉岡小学校の改築事業に引き続き取り組むほか、豊かな学びや郷土愛を育む取組を行います。

南川ダムと泉ヶ岳を結ぶ県営林道整備事業による、七ツ森湖～泉ヶ岳線の新設事業について、本町と仙台市の林業整備による林業振興のほか、豊かな自然を周遊する観光道路としての役割も期待されておりますので、今後も計画どおりの開通に向け、積極的な協力と支援を行ってまいります。

次に、地域共生社会の実現であります。

地域福祉活動活性化事業では、本町に暮らす高齢者、障害者などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会などと一体となり、地域の支え合いや協働活動を通じ、各地区の皆様のご協力をいただきながら、生き生きサロンや敬老会を実施します。

次に、切れ目のない子育て支援の充実であります。

本町でも少子化は顕在化しており、その対応として保護者の所得制限がなく18歳まで通院・入院費を全額助成する「あんしん子育て医療費助成事業」、第3子以降の出生時に10万円と、小中学校入学時に5万円の祝い金を贈呈する「第3子以降育児支援事業」「たいわ あんしん出産・子育て応援ギフト事業」を引き続き実施することとし、国の支援と併せて10万円を町独自で上乗せするなど、継続した子育て支援を実施してまいります。

また、学校給食費完全無償化による保護者の負担軽減に引き続き取り組み、安心して出産・子育てができるまち、ひいては他市町村からの移住定住の地として選ばれるよう、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

母子保健事業では、出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う産後ケアの受入れ先を拡大し、事業の充実を図ってまいります。

健康推進事業では、各種検診の受診費用の一層の軽減策として国保加入世帯の基本健診自己負担額を無償化するほか、健康たいわ21プランに基づくサブロー健康塾などの開催や各種がん検診の実施により町民の健康意識を高め、健康寿命延伸と生活の質の向上を図ります。

次に、一人一人の人生を豊かにする生涯を通じた学習であります。

遊び場どうじょ！事業では各地域の教育施設などを会場に、子供と保護者、さらには地域の皆様が一緒になって火おこし体験やたこ揚げ、段ボール滑りなど自由な発想で遊べるイベントを実施し、触れ合いを通じて地域の絆を深める事業を展開してまいります。

公民館運営事業では、学習を通じて町民の交流を深める各種講座を開設するほか、青少年教育事業では、保護者と子供が本町の自然に触れ合う機会としての星を見る会などのほか、新たに将棋教室を実施し青少年の健全育成を図ってまいります。

次に、災害に強く安全なまちづくりの推進であります。

流域治水の一環として行われて準備が進められておりました特定都市河川について、令和5年7月18日に吉田川を含む鳴瀬川流域26河川が東北で初めて指定されました。特定都市河川に指定されたことにより河川整備が加速され、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策など、地域が一体となって浸水被害対策に取り組んでいくこととなりました。

また、国と県が実施しておりました吉田川床上浸水対策特別緊急事業が完了し、令和6年1月13日に完工式が執り行われました。この事業では、国、県、町が歩調を合わせ、遊水地や河川改修などの様々な対策に取り組み、平成27年9月関東東北豪雨、令和元年台風19号と相次いだ浸水被害は事業完了に伴い、発生する可能性が大幅に抑制されたものと考えております。

今後につきましても、引き続き河道掘削などの河川整備が行われ、災害に強いまちづくりができますよう、国、県及び関係いたします自治体と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、令和6年度予算案の主な事業を述べさせていただきましたが、今後も職員が一丸となり知恵と工夫により、自主財源の確保に努めてまいります。

このほか、本会議におきましては条例制定及び改正、令和5年度補正予算及び工事請負契約などのほか、追加提案議案としまして令和6年度一般会計補正予算並びに人事案件を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

結びに、住民満足度の向上を目指し、町内にある様々な魅力を最大限に引き出し、現有資産を十分に生かした大和町らしさを創造するまちづくりの実施、さらには次代を担う将来世代の流出を抑制するため、よりよいまちづくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

改めて、議員各位並びに町民の皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げますと

もに、予算案をはじめとする諸議案につきまして慎重なるご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。令和6年度の施政方針といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で、施政方針の表明を終わります。

ここで、提出されております議案第15号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、町長より議案撤回をしたいとの請求がありました。

つきましては、会議規則第20条第1項のただし書に、「会議の議題となる前においては議長の許可を得なければならない」とある規定に基づき許可したことを報告をさせていただきます。

暫時休憩いたします。再開は午前11時5分といたします。

午前10時33分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第 4号 大和町健康づくり推進協議会条例」

日程第 4 「議案第 5号 大和町自死予防対策連絡協議会条例」

日程第 5 「議案第 6号 大和町予防接種健康被害調査委員会条例」

日程第 6 「議案第 7号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 8号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 9号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第10号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第10 「議案第11号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第11 「議案第12号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 1 2 「議案第 1 3 号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 1 3 「議案第 1 4 号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 1 4 「議案第 1 6 号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 1 5 「議案第 1 7 号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

日程第 1 6 「議案第 1 8 号 令和 5 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 1 7 「議案第 1 9 号 令和 5 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 8 「議案第 2 0 号 令和 5 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 9 「議案第 2 1 号 令和 5 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第 2 0 「議案第 2 2 号 令和 5 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第 2 1 「議案第 2 3 号 令和 5 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第 2 2 「議案第 2 4 号 令和 5 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 2 3 「議案第 2 5 号 令和 5 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 2 4 「議案第 2 6 号 令和 5 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

日程第 2 5 「議案第 2 7 号 令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第 2 6 「議案第 2 8 号 令和 5 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第27「議案第29号 令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2請負契約について」

議長（門間浩宇君）

日程第3、議案第4号 大和町健康づくり推進協議会条例から日程第27、議案第29号 令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2請負契約についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

それでは、よろしくお願いをいたします。

議案書1ページ目をお願いをいたします。あわせて健康推進課から提出しております議案説明資料、議案第4号・第5号関係をお願いをいたします。

今回提出しております議案第4号、第5号の条例案は、昨年9月1日開催の全員協議会においても説明しておりますが、今年度、健康推進課が所管する健康増進計画などに関連いたします4つの会議体の統合に向けた検討を行い、最終的に2つの会議体に再編することとし、その設置条例を制定するものでございます。

先に議案説明資料から経過をご説明をいたします。

1、目的・経過でございます。

本町の健康たいわ21プラン、食育推進計画、自死予防対策プランのそれぞれの計画推進組織及び町の健康づくり事業を審議する健康づくり推進協議会も含め、健康分野に関わるこれらの組織の在り方を見直し、見直し後の新たな組織の役割を踏まえ、地方自治法に基づく附属機関とするため、設置条例を新たに制定するものであります。

見直しの経過は表のとおりであります。9月全員協議会での見直し方針のご説明後、県内で複数の計画を所掌する計画推進組織を設置しております県内10市町村の状況を参考にしながら再編を検討しております。各委員会の会議の場でもご意見を頂戴して再編案を取りまとめたものであります。

2の計画推進組織の再編についてです。

今回の組織の再編に当たり、各組織の現状を簡単に整理いたしますと、1点目として健康たいわ21プラン推進委員会、食育推進会議、健康づくり推進協議会は所掌事項や審議内容の一部が重複しており、統合の親和性が高いものであります。

2点目といたしまして自死予防対策連絡協議会は、各委員が自死予防の実施主体で

あり、会議が情報交換の場としても機能しております。ほかの3つの組織とは運営形態が異なっているというものであります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり組織を再編するものであります。

まず、①から③の3つの組織を統合することとし、統合後も保健健康分野を広く所掌する会議体として、名称は既存の名称を引継ぎ、健康づくり推進協議会とするものであります。④自死予防対策連絡協議会につきましては、現状において会議形態がほかとの統合にはなじまないことから、今後も単独での組織とするものであります。

この再編案につきましては、既存の各委員会、協議会の皆様にもご意見を伺いましたが、健康づくりと食生活は切り離せないものである、あるいは重複が解消され効率化できるなど多くの委員の皆様から再編に賛同するご意見を頂戴したものであります。

それでは、議案書1ページ目をお願いいたします。

議案第4号 大和町健康づくり推進協議会条例であります。

第1条は、健康づくり推進協議会の設置を規定するものでございます。

第2条は、協議会の所掌事務として健康増進計画の策定評価、同じく食育推進計画の策定評価に関することなど、4項目を規定するもの。

第3条は、協議会の委員を20名以内とし、第2項で委員の委嘱区分を規定するものであります。実際に委員を委嘱する際は、健康づくり、食育の各分野のバランス、性別、年代などを考慮いたしまして、関係機関に委員の推薦を依頼し委嘱することとしているものであります。

第4条は、委員の任期を2年とし、第2項は補欠の委員の任期は残任期間と定めるものであります。

第5条は、協議会に委員の互選により会長、副会長を置くこと。第2項は会長に事故あるときは副会長がその職務を代理することを規定するものであります。

議案書2ページ目になります。

第6条は、協議会の会議について規定し、第2項は会議の定足数を、第3項は議事の議決要件を、第4項は必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができることを規定するものでございます。

第7条は、委員の守秘義務を規定するもの。

第8条は、協議会の庶務は健康推進課が処理することを規定するもの。

第9条は、運営に関して必要な事項は町長が定めることとするものであります。

附則でございます。

第1項として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、委員委嘱後の最初の会議は会長、副会長が不在でありますので、町長が会議を招集するものでございます。

第3項、この条例の施行に合わせまして食育推進会議条例は廃止するものでございます。

第4項は、大和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

議案書3ページ目になります。

特別職の報酬額を定めております別表中の一部を改正するものとして、表の右にあります改正前の食育推進会議の文言を、左側の改正案の表のとおり健康づくり推進協議会に改めるものでございます。会長、委員の報酬は従前同様とするものでございます。

以上となります。

続きまして、議案書4ページ目をお願いいたします。

議案第5号 大和町自死予防対策連絡協議会条例であります。

第1条は、自死予防対策連絡協議会の設置を規定するものでございます。

第2条は、協議会の所掌事務として自殺対策計画の策定評価に関することなど3項目を規定し、第2項として審議事項のほかに自死対策に関する連絡調整及び情報交換を行うことを規定するものでございます。

第3条は、協議会の委員を18名とし、第2項で委員の委嘱区分を規定するものでございます。

第4条は、委員の任期を2年と定め、第2項は補欠委員の任期は残任期間と定めるものであります。

第5条は、委員の互選により会長、副会長を置くこと。第2項は会長に事故あるときは副会長がその職務を代理することを規定するものであります。

議案書5ページ目をお願いいたします。

第6条は、協議会の会議について規定し、第2項は会議の定足数を、第3項は議事の議決要件を、第4項は必要に応じて会議の関係者の出席を求めることができることを規定するものであります。

第7条は、委員の守秘義務に関します規定。

第8条は、協議会の庶務に関する規定。

第9条は、協議会の運営に関して必要な事項は町長が定めることを規定するものでございます。

附則でございます。

第1項として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、委員の委嘱後の最初の会議は町長が招集することとするものでございます。

第3項は、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

議案書6ページ目をお願いいたします。

別表中の一部を改正するものといたしまして、別表中の食育推進会議の項の下に新たに自死予防対策連絡協議会の項を追加しまして、会長の報酬は日額6,300円、委員の報酬は日額6,100円とするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書7ページ目をお願いいたします。

議案第6号 大和町予防接種健康被害調査委員会条例であります。

予防接種健康被害調査委員会は、予防接種法に基づきます予防接種を行ったことにより健康被害が生じた場合の、国の救済制度に基づく申請案件を調査審議する機関であります。これまで要綱を設置根拠としていた会議体でございますが、その設置の目的、役割を踏まえ、この前の議案で説明した2つの組織と同様に地方自治法に基づく附属機関と位置づけるため設置条例を制定するものであります。

第1条は、予防接種健康被害調査委員会の設置を規定するものでございます。予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため委員会を設置するというものでございます。

第2条は、委員会の所掌事務として予防接種に起因したと思われる健康被害に関すること、事後対策に関することなどを規定するものでございます。

第3条は、委員会の委員は7名以内とし、第2項で委員の委嘱、任命区分を規定するものでございます。

第4条は、委員の任期を2年と定め、第2項は補欠の任期は残任期間と定めるものであります。

第5条は、委員の互選により委員長、副委員長を置くこと、第2項として委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理することを規定するものでございます。

第6条は、委員会の会議について規定し、第2項は会議の定足数を規定するものでございます。

議案書8ページ目をお願いいたします。

第3項は議事の議決要件を、第4項は委員会の会議に関係者の出席を求めることが

できることを規定するものであります。

第7条は、委員の守秘義務に関する規定。

第8条は、委員会の庶務に関する規定。

第9条は、委員会の運営に関し必要な事項は町長が定めることを規定するものでございます。

附則でございます。

第1項としてこの条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、委員委嘱後の最初の会議は町長が招集することとするものでございます。

第3項は、同じく特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正であります。

議案書9ページ目をお願いいたします。

同様に別表中の一部を改正するものとしたしまして、別表中、児童館運営協議会の項の下に、新たに予防接種健康被害調査委員会の項を追加しまして、委員長の報酬は月額6,300円、委員の報酬は月額6,100円とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

それでは、議案書10ページをお願いいたします。あわせて、説明資料も用意しております。

議案第7号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本町をはじめ、全国の自治体では令和2年度から会計年度任用職員制度を運用しておりますが、法改正により勤勉手当の支給が可能とされましたので、本町におきましても会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するための条例改正を上程させていただくものでございます。

その概要につきましては、別冊の条例議案説明資料でご説明いたしますので、ご留意をお願いいたします。

資料1ページをご覧ください。

平成29年5月に特別職の任用、臨時的任用の厳格化等を目的といたしまして、会計

年度任用職員制度の創設を盛り込んだ地方公務員法、地方自治法の一部改正が行われまして、令和2年4月1日から施行されております。

本町におきましては、各課で事務補助等に従事している一般職非常勤職員、パート職員、臨時職員につきましては、会計年度任用職員へ移行しております。その主な職については、記載のとおりでございます。

そして、会計年度任用職員の給与面の部分で、まず給料につきましては、その職種ごと、複雑、困難、責任の度合いによりまして常勤職員が使う行政職給料表に定める1級、あるいは2級から算出しております。そして期末手当も支給するとしております。支給の要件として6か月以上任用される、そして週15時間30分以上勤務、基準日6月1日、12月1日の1か月前から在職する者としております。

参考までに、令和5年12月期末手当を支給した会計年度任用職員は91人。額として約1,200万円ほどございました。支給割合につきましては、記載のとおり常勤職員と同じ年2.45月となっております。

2ページをお願いいたします。

勤勉手当の国での取扱いでございますが、期末手当は支給されましたが、勤勉手当は検討課題とされておりました。その理由としまして、国の非常勤職員との均衡、期末手当の定着の状況、こういうことを踏まえまして、その後、令和5年5月地方自治法の改正によりまして、令和6年4月1日から支給可能とされたものでございます。ちなみに、期末手当が記載のとおり、生計費が一時的に増大する時期のための生活補給金という意味合いでございますが、勤勉手当は成績に応じて支給される能力給の性格とされております。

次に、支給の運用でございますが、総務省の通達では、会計年度任用職員について対象となる職員に適切に支給すべきということ。支給に当たって期間率、成績率の取扱い、具体的な支給方法については常勤の職員と均衡を踏まえて定め、成績率については人事評価を行い、その結果を適切に反映ということを言われております。

3番の勤勉手当の支給月数についてでございます。

表にまとめた部分は、一般の常勤職員と真ん中の欄が会計年度任用職員のご案内です。状況を踏まえまして、常勤職員と同じ割合を表の中では記載しております。参考として、定年退職後引き続き働く職員については再任用職員とされまして、その職員の支給月数については、約常勤職員の半分の月数となっております。

3ページをご覧ください。

こういう部分を踏まえまして、本町では、国、宮城県、県内市町村との均衡を踏ま

えまして、常勤職員と同様の支給月数の制度といたしたいものでございます。

関係する条例としましては、今回提案している条例のほか、規則、規程の改正も必要となります。

改正を今回の条例改正で行いますが、その予算措置につきましては、実際の勤勉手当の支給が直近ですと本年の6月30日、基準日は6月1日となりますので、6月定例会議時の補正予算で措置させていただきたいと考えております。先ほど説明したとおり、会計年度任用職員の成績率については人事評価の結果を反映というふうにされており、会計年度任用職員の成績率については人事評価の結果を反映というふうにされており、今回、勤勉手当を支給するに当たって、本町でも勤務内容や勤務実績等を踏まえまして、柔軟な形で人事評価を実施する方向で要綱等を整備する予定でございます。

それでは、議案書10ページにお戻りください。

改正の内容でございますが、第3条は、会計年度任用職員の給与を規定しているものでございます。この中で期末手当のほか、勤勉手当を加えるものでございます。

15条の2の規定は、前条第15条の期末手当に関する規定の次に、フルタイム任用職員の勤勉手当の規定を加えるもので、その支給に当たりましては一般職の職員について規定する給与条例の規定を準用し、第2項では、その対象につきまして給与条例の期末手当の規定を準用することとしているものでございます。

第23条の改正は、パートタイム会計年度任用職員について規定しているものでございまして、給与条例を準用する規定を次の条の規定する勤勉手当についても同様とするためのものでございます。

11ページをお願いいたします。

第23条の2の規定は、パートタイム任用職員の勤勉手当の規定を加えるもので、第2項の規定は、フルタイム任用職員と同様、その対象について給与条例の期末手当の規定を準用することといたすものでございます。

附則の改正では、第3項で、給料表改定等の効力発生時期の特例を規定しております。一般職の給与条例が遡及適用により改正する場合も会計年度任用職員も同様に遡及適用するため、この規定を削るものでございます。

12ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1条では、この条例を令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、関連する大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の規定でございます。この中の第7条第2項の改正は、会計年度任用職員にも勤勉手当

を支給することに伴い、除外職員を規定している部分を削るものでございまして、第8条では、前条の改正により地方公務員法の法番号等の規定が必要となる改正でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書14ページをお願いいたします。

議案第8号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町手数料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正の趣旨につきましては、戸籍法の一部を改正する法律が本年3月1日から施行され、本籍地以外の市区町村窓口において戸籍証明書等が発行できるようになります。広域交付制度のほか、戸籍及び除籍の電子証明書の発行事務が追加されるものでございます。これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が昨年12月に公布され、追加された事務の手数料標準額が示され、この政令に準じて所要の改正を行うものでございます。

本則第2条第1項第1号及び15ページの第2号につきましては、戸籍法第120条の2第1項の規定により、本籍地以外の市区町村窓口での広域交付による戸籍証明書及び除籍証明書の交付について追加するものでございます。また、改正前の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部もしくは一部を証明した書面と規定されておりました表記を、戸籍証明書、除籍証明書へ改正しておりますが、これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令で改正されました表記に合わせまして同様に改正するものでございます。

広域交付による交付手数料につきましては、これまでのほかの戸籍と同様に戸籍証明書は450円、除籍証明書は750円でございます。

次に、新たに追加いたしました第2条第1項第1号の2及び第2号の2につきましては、戸籍法第120条の3第2項の規定により戸籍及び除籍に係ります電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、新たに発行手数料を追加するものでございます。

なお、それぞれの条文の（情報通信技術を活用）以降の分については、手数料が発

生しない例外規定の場合について示しているものでございます。

それぞれの発行手数料は、戸籍に係ります電子証明書提供用識別符号は、1件400円、除籍に係るものは1件700円でございます。

次に、第5号及び16ページになります第6号につきましては、戸籍法第120条の6第1項に規定されます電子化された戸籍届出等情報の内容の証明書の交付及び閲覧について追加するものでございます。第5号が交付手数料、第6号は閲覧手数料について定めており、手数料は電子化されていないものと同額の350円でございます。

附則でございます。

施行日につきましては、改正戸籍法及び改正地方公共団体の手数料の標準に関する政令の施行日と同様に、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第9号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町空家等対策協議会条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正の趣旨につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年12月に施行され、新たに国の責務の条項が本条例中の法律引用条項の前に追加規定されまして、1条ずつ繰り下がるの条ずれが生じたことによりまして所要の改正を行うものでございます。

本則第1条中、第6条及び第7条につきましては、1条ずつ繰り下げ、それぞれ第7条及び第8条とするものでございます。

附則でございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、議案第10号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

第9期介護保険事業計画策定に当たり介護保険法施行令の改正があり、保険料の段

階的な標準の設定が9段階から13段階に定められたため、条例の改正を行うものであり、低所得者の保険料の上昇の抑制を目的に改正が行われたものであります。

なお、第9期計画期間の基準となります月単位の介護保険料は、第8期計画期間からの変更はないものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧くださいと思います。

第2条の保険料率は、第9期介護保険計画の期間であります令和6年度から令和8年度と改めるものとともに、1号から3号は低所得者に対する減額改正。4号から9号は同額といたしまして、9号を頭打ちといたしておりました年額の保険料の段階を10号から13号の所得階、金額に応じて保険料を設定するものでございます。

19ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日につきましては、第1項、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置でございます。改正後の大和町介護保険料条例第2条の規定は令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料につきましては、なお従前のものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

議案第11号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

介護サービスに関わる人員、設備、運営等の基準につきましては、3年に一度介護保険報酬の改定と併せまして、国の社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえまして改正が行われているところであります。

令和6年度の介護報酬に関わる改定が定めることに併せて令和6年1月25日公布の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、関係省令の改正が行われました。

現行法の下では介護サービスに関わる人員、設備、運営等の基準は省令で定める基準を参考に地方公共団体の条例で定めることとされていることから、今回、各条例の改正を行うものでございます。

指定地域密着型サービス事業といたしましては9種類の介護事業区分がございます。今回の改正は5つの改正点がございまして、1つ目としましてはそれぞれのサービス事業所における身体的拘束等の適正化の推進を図るもの、2つ目といたしましては協力医療機関との連携体制の構築を図ること、3つ目といたしましては利用者の安全並

びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化、5つ目としましては緊急時における対応方法の定期的な見直しの義務づけでございます。

それでは改正前、改正後の表中をご覧くださいと思います。

1つ目の改正であります。身体的拘束等の適正化の推進を図る上で、各サービス事業における具体的な取扱い方針の追加、改正でございます。

20ページページからの24条は、指定定期巡回・随時対応型訪問看護についての改正でございます。

23ページの51条につきましては、指定夜間対応型訪問介護について。

24ページの59条の9は、指定密着型通所介護について。

25ページの59条の30は、指定療養通所介護について。

27ページの70条は指定認知症対応型通所介護について。

30ページの92条につきましては、指定小規模多機能型居宅介護について、それぞれのサービスの具体的な取扱い方針の修正でございます。

30ページから106条の2は、指定小規模多機能型居宅介護におけます利用者の安全並びに介護サービスの質の向上の職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化の改正でございます。

32ページの125条は、指定認知症対応型共同生活介護における協力医療機関との連携体制の構築を行うことの改正でございます。

34、35ページの130条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護における人員配置基準の特定の柔軟化の改正でございます。

36、37ページの147条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護における協力医療機関との連携体制の構築を行うことの改正でございます。

39ページの165条の2は、指定地域密着型介護老人福祉施設における、緊急時における対応方法の定期的な見直しの業務義務づけ。

40ページの172条は、協力医療機関との連携体制の構築を行うことの改正でございます。

45ページの197条は指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱い方針で身体拘束等の改正の推進を図る改正でございます。

48ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日につきましては、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するもの

でございます。ただし、第34条の第3項の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、身体的拘束等の適正化に関わる経過措置でございます。

第3条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関わる経過措置でございます。

第4条は、協力医療機関との連携に関わる経過措置でございます。

以上でございます。

続きまして、49ページの議案第12号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、町の条例の一部を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧くださいと思います。

49ページの第6条から50ページの第11条までは、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業に関わります条例の改正でございます。

51ページの第32条から52ページの第44条までは、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱い方針での身体的拘束等の適正化の推進を図る改正でございます。

53ページの第45条から55ページの第64条までは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業に関わる条例の改正でございます。身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化の改正でございます。

55ページの第72条から56ページの第83条までは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業に関わる条例の改正でございます。協力医療機関との連携体制の構築を行うものの改正でございます。

59ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日につきましては、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、第32条第3項の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、身体的拘束等の適正化に係る経過措置でございます。

第3条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置でございます。

以上でございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

議案第13号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、町の条例の一部を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧いただきたいと思っております。

61ページの第4条の2項並びに3項は、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数の見直しでございます。

63ページの第6条3項は、公正中立性の確保のための取扱いの見直しでございます。

64ページの第15条は、指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針での身体的拘束等の適正化推進を図ることと、65ページにおいては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施の改正でございます。

67ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、第24条第3項の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案68ページをお願いいたします。

議案第14号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、町の条例の一部を改正するものでございます。

改正前、改正後の表中をご覧いただきたいと思っております。

68ページの第4条から72ページの第32条までは、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑的な実施、身体的拘束等の適正化の推進、テレビ電話装置等を

活用したモニタリングの実施に係る条例の改正でございます。

74ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、第23条の第3項の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、議案書76ページをお願いいたします。

議案第16号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正につきましては、令和4年5月に仙塩広域都市計画の区域区分の変更により、新たに市街化区域に編入しました吉岡西部地区につきまして、大和町総合計画都市計画マスタープランに位置づける良好な操業環境を備えた流通業務地の形成と、商業、住宅が調和した宅地の形成を図ることを目的といたしまして、当地区の地区計画の決定を行うため、今回の改正をお願いするものでございます。

初めに、別冊の議案第16号関係資料によりまして説明をいたします。

資料1 ページをお願いいたします。

吉岡西部土地区画整理事業の土地利用計画図を今回の地区計画図として表したものとさせていただきます。

図中、着色した区域を赤線で囲んでおりますのが現在造成中でございます吉岡西部土地区画整理事業地となります。今回、地区計画を決定する区域といたしましては、この事業地を4つの地区に区分けして定めるものとしてございます。

初めに、住宅地でございます。緑色と黄色で示している区域となります。黄色で示しておりますのが一般住宅地区で2.7ヘクタール、主に主要幹線道路に面している宅地となっておりますのでございます。緑色につきましては、そのほかの住宅地で専用住宅地区5.2ヘクタールでございます。次に、ピンク色で示している区域がサービス業務地区1.6ヘクタール、残りの青で示しておりますのが流通業務地区20.9ヘクター

ルとなり、合計で30.4ヘクタールとなるものでございます。

それでは、議案書76ページにお戻り願います。

大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正後、改正前対照表をご覧ください。

別表第1、第2条関係。適用区域につきましては、名称に現在事業中でございます土地区画整理事業の名称であります吉岡西部地区から吉岡西部地区整備計画区域を追加するものでございます。

なお、別表2から別表6までの整備計画区域名称につきましても同様となるものでございます。

次に、追加する区域といたしましては、大和町吉岡字金谷下、同吉岡字石川北、同吉岡字石川裏、同吉岡字南金谷中の一部、同吉岡字金谷上の一部、同吉岡字金谷中の一部、同吉岡字西原の一部、同吉岡字土保田の一部、同吉岡字熊野上の一部、同吉岡字石川南の一部を追加するものでございます。

次に、別表第2、第4条、第9条、第10条関係。建築物の用途制限等につきましては、76ページから82ページに記載しておりますが、(1)地区の名称につきましては、専用住宅地区、一般住宅地区、サービス業務地区、流通業務地区を加えまして、(2)建築してはならない建築物の欄は、建築物等の用途の制限に改め、該当します項目の専用住宅地区では次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならないものとしたしまして、記載のアからクまでの建築物を記載してございます。一般住宅地区では、各号に掲げる建築物は建築してはならないものとしたしまして、アからクまでの記載の建築物を、サービス業務地区につきましては、同じく建築してはならないものとしたしまして、アからソまでの記載の建築物、流通業務地区につきましては、同じく建築してはならないものとしたしまして、アからソまでの記載の建築物を加えるものでございます。

(3)建築物の敷地面積の最低制限の欄には、専用住宅地区及び一般住宅地区といたしましては200平米を、サービス業務地区といたしましては2,000平米を、流通業務地区は制限はないものとしてございます。

(4)の建築物の壁面の位置の制限の欄には、サービス業務地区を(ア)といたしまして、緑道等以外の全ての道路といたしまして、(イ)は3.0メートル以上を加えるものとしてございます。

続きまして、82ページ中段でございます。

別表第3、第6条関係。建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度につきましては、(1)の地区の名称欄には専用住宅地区、一般住宅地区、サービス業務地区、流通業務地区を加えまして、(2)建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度の欄は、おのおの10分の20を加えるものでございます。

別表第4、第8条関係。建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度につきましても、(1)地区の名称欄には、専用住宅地区、一般住宅地区、サービス業務地区、流通業務地区を加えまして、(2)建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度の欄には、おのおの10分の6を加えるものとなっております。

続きまして、83ページでございます。

別表第5、第11条関係。建築物の高さの最高限度につきましては、(1)地区の名称欄に専用住宅地区を加え、(2)の建築物の高さの最高限度の欄には10メートルを加えるものでございます。

別表第6、第14条関係につきましては、83ページから86ページに記載しておりますが、(1)地区の名称に、専用住宅地区、一般住宅地区、サービス業務地区、流通業務地区を加えまして、(2)建築物のおおのこの欄の全てにおきまして建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物及び記載のアからウについて加えるもの。(3)適用しない規定といたしましては、建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物については9条について、その下段となりますアからウにつきましては第10条を加えるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 (野田 実君)

それでは、議案書の87ページをお願いいたします。

議案第17号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための環境法律の整備に関する法律が令和5年5月19日に成立し、令和6年4月1日から水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴いまして、大和町水

道事業給水条例の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後であります。

第5条、第37条、第41条につきまして、改正前、厚生労働省令とあるものを、改正後、国土交通省令とするものであります。改正箇所につきましては、下線が引かれた部分となります。

附則になります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（門間浩宇君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは、よろしく願いいたします。

議案書の88ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第12号）につきましても準備をお願いいたします。

議案第18号 令和5年度大和町一般会計補正予算（第12号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ7億7,917万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を150億1,862万6,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により設定するものであり

ます。

第3条、債務負担行為の補正は追加でありまして、第3表債務負担行為補正によるものであります。

第4条、地方債の補正は変更でありまして、第4表地方債補正によるものであります。

議案書の92ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。令和6年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、2款3項戸籍システム等改修は1,764万4,000円。

3款1項非課税世帯等生活支援は7,325万9,000円。

4款1項新型コロナウイルスワクチン接種は54万5,000円。

5款1項ため池安全施設設置は2,562万5,000円。2項林道整備等は2,873万3,000円。

6款1項企業進出意向調査は328万7,000円。

7款1項土地購入費は75万3,000円。2項道路改良は3億3,611万2,000円。3項河川改良は726万1,000円。5項町営住宅改修は1,734万円。

9款2項吉岡小学校改築は9億6,620万円。4項吉田教育ふれあいセンター整備については255万2,000円。5項総合体育館外壁改修基本設計は398万1,000円であります。

続きまして、93ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正は追加と変更でございます。

追加は4件ございます。本年3月中に発注、調達行為を行い、4月早々からの業務を行うため、債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

期間につきましては、全て令和5年度から令和6年度までとなっております。また、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、下の表、変更でございます。

変更につきましては3件ございまして、期間及び金額について記載のとおり変更をお願いするものであります。

続きまして、94ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正の変更でございます。

全部で6件ございまして、補正前は合計で18億8,580万円。補正後は22億1,500万円に変更するものであります。

事業費の確定や見込み、または財源の組替え等による変更であります。

初めに、公共事業等債は悟溪寺橋及び吉田落合線の見込みによる減額。緊急しゅん

せつ推進事業債については湯名沢川堆積土砂撤去の確定による減額です。緊急自然災害防止対策事業債は町道の舗装の表層に係る工事等で確定及び見込みによる減額です。学校教育施設等整備事業債は吉岡小学校既存校舎解体工事の確定による減額です。公共施設等適正管理推進事業債はまほろばホール長寿命化改修事業の確定及び見込みによる減額です。減収補填債は基準財政収入額と税収額の差を精算するものであり、見込みによる増額です。

続きまして、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款1項2目法人及び次の2項1目固定資産税につきましては、収入見込みによりそれぞれ減額するものであります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び次の11款地方特例交付金につきましては、額の確定によりそれぞれ減額及び追加するものです。

13款交通安全対策特別交付金は、額の確定により減額するものです。

14款1項2目教育費分担金は、日本スポーツ振興センターの分担金で、対象者の確定により減額するものです。

2項1目民生費負担金1節老人福祉費負担金は、事業費確定見込みによる減額。

次のページに入りまして、2節は保育所運営費の増額と放課後児童クラブ延長利用料について、利用者の確定見込みにより減額するものです。3目土木費負担金は、町道蒜袋相川線の舗装復旧工事に係る負担金です。

15款1項使用料につきましては、1目総務使用料、3目農林水産使用料は、各施設等の額の確定による増額。5目の土木使用料及び6目の教育使用料につきましては、実績及び今後の見込みによる減額です。

次に、2項手数料は、1目総務手数料、3目衛生手数料で、それぞれの事業の確定、または今後の見込みにより減額するものです。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節と3節、次のページに4節がございますが、各負担金につきましてそれぞれ交付決定及び実績見込みによる減額。

5ページをお願いいたします。

3目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策について、集団接種を予定したための予算措置でありましたが、集団接種が行われなかったため減額するものです。

2項1目総務費国庫補助金1節、2節及び9節は、事業実績見込みによる減額。10節、11節は、事業実績見込みにより増額するもの。

2目民生費国庫補助金2節は子ども子育て支援等に係る事業費の増減がありますが、節全体では減額。3節及び4節は事業費確定見込みにより減額するものです。

6ページをお願いします。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナワクチン接種につきまして、先ほどと同内容での減額。そのほか妊婦健診などの事業実績見込みにより追加するものです。

4目土木費国庫補助金の1節は悟溪寺橋橋梁修繕及び舞野下草線道路改良工事などの確定見込みによる減額。2節は西原第一住宅の給排水と更新工事。3節は吉田落合線の事業費確定見込みによりそれぞれ減額するものです。5目消防費国庫補助金につきましては、事業の確定見込みによる減額。6目教育費国庫補助金の1節及び2節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費など、実績見込みによる減額のほか、吉岡小学校改築事業に要します補助金の減額であります。8目農林水産業費国庫補助金は、吉田地区農地整備事業に係る地形図作成の額が確定したことによる減額です。

3項1目総務費委託金及び3目土木費委託金は、それぞれ事業費の確定見込みによる減額であります。

17款1項2目民生費県負担金の1節、3節、4節は、国庫負担金と同じ事業でありまして、法定負担分により交付されるもので、目全体では減額となります。

7ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金1節は、民生委員推薦会に要した費用に対する補助金の追加。2節、3節、4節は、対象者数の見込みにより増額及び減額するものです。

3目衛生費県補助金1節は、実績見込みによる増額。2節は事業費確定見込みによる減額です。

4目農林水産業費県補助金1節は、各種事業の確定及び実績見込みにより増額するもの。2節は、林道協の補修工事の確定により減額するものです。

5目消防費県補助金、6目教育費県補助金は、事業の実績見込みによる減額です。

8ページに入りまして、3項1目総務費委託金の4節、5節は、それぞれの事業費確定による増額であります。

18款1項2目利子及び配当金につきましては、見込みによる減額。

19款1項4目ふるさと寄附金につきましては、企業版ふるさと寄附金の確定見込みによる追加。

20款1項1目財産区特別会計繰入金は、それぞれ確定見込みによる減額です。

2目は、各種検診等の事業費確定見込みによる増額です。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、3月補正の財源調整による減額です。

9ページをお願いします。

2目防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、医療費助成事業に要します費用の増額。

4目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の確定見込みによりまして減額するものでございます。

22款5項2目雑入は、それぞれの事業等で実績及び実績見込みにより増額及び減額するものです。

23款1項1目土木債から、3目減収補填債につきましては、先ほど議案書の94ページでご説明いたしました第4表地方債補正と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

それでは引き続き、事項別明細書10ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。3節は、議員期末手当の支給確定見込みによりまして減額でございます。7節は、議会のあり方プロジェクト研修会が実施されなかったことによりまして講師謝金の減額。議場コンサート実施における出演者へのお礼などを追加した際の9万5,000円の減額でございます。8節は、議会運営委員会及び各常任委員会の県外行政視察研修、全国基地協議会理事会などの費用弁償、随行職員の旅費の確定に伴います減額でございます。9節は、各種団体の総会等の案内が減少したことによりまして、今後の見込みを踏まえまして減額いたすものでございます。10節は、議会広報紙等の印刷費確定によりまして減額いたすものでございます。18節は、政務活動費につきまして、議員辞職に伴います下半期分を減額いたすものでございます。なお、以降の各款項目の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、給料及び各手当の執行見込み、共済費の実績などにより調整するものでございますので、特別の事情を除き説明を省略させていただきますことをご了承願います。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございます。1節は、職員の長期休暇、休業等、休業時に配置予定のパートタイム任用職員について実績見込みで減額いたすものでございます。

11ページをお願いします。

7節につきましては、行政区長への謝金、顧問弁護士料等の実績見込みによります減額。8節につきましては、区長関係の会議、移動研修等やパートタイム会計年度任用職員の通勤手当の実績見込みによります減額でございます。10節は、区長関係の会議等の際の食糧費。11節は、職員ボランティア保険。12節は、区長配達業務、人間ドック等の検診業務の実績見込みによります減額でございます。18節は、職員研修に係る研修所への負担金と黒川地域行政事務組合管理運営費の確定に伴います減額及び区長会への補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で本年度は補助を行わないことといたしましたことによります減額でございます。

続きまして、2目文書広報費でございます。3節は、宮城ふるさとCM大賞への応募作品作成に係る時間外勤務手当の確定による減額でございます。7節は、広報記事作成謝礼の未執行額を減額するもの。10節は、広報たいわに関する印刷製本費の実績見込みによる減額でございます。12節は、ホームページ再構築、運用業務の契約額及び例規集のデータ更新業務の実績見込みによる減額。13節は、例規システムやプリンター等の賃貸借、そして取材、打合せの際の駐車場使用料について実績により減額するものでございます。17節は、今年度大型シュレッダーと文字起こし用の機器を購入しており、額確定により減額となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 (門間浩宇君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

続きまして、12ページをお願いします。

3目財政管理費でございます。10節は、確定見込みによる減額。12節は、公会計システム保守業務の確定による減額。24節は、財政調整基金への積立金を増額するものであります。

続きまして、5目財産管理費につきましては、吉田コミュニティセンター管理費、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費につきまして実績見込みにより減額するものであります。初めに、1節は吉田コミセンの窓口業務をシルバー人材センターへの委託に切り替えたことによります減額。10節光熱水費は、役場庁舎の電気料、修繕料は書庫の修繕等に要しました費用の実績見込みによる減額。11節は、自動車損害保

険料の確定による減額。12節の業務委託は、蓄熱槽洗浄業務を令和6年度に実施することとして減額するほか、マイクロバス運転業務の実績見込みによる減額です。13節は、庁舎1階総合案内に設置しておりましたデジタルサイネージのシステム利用料。17節は、モニターの購入を取りやめたことによる減額です。18節、防火管理協議会の負担金、法定外公共物維持管理補助金の実績見込みによる減額です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費のうち、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費並びに移住定住促進事業費は、事業実績見込みに伴います減額を、地域おこし協力隊事業費につきましては1名の応募をいただいたところではございましたが、採用には至らず、現在も隊員募集を行ってございますが、年度内に応募をいただいた方の面接、審査等の期間を考慮いたしまして、関係します費用を減額するものでございます。1節につきましては、総合計画審議会委員報酬額の確定見込みのほか、地域おこし協力隊員報酬の減額でございます。3節につきましては、米軍実弾移転射撃訓練対策に要します時間外勤務手当の実績見込みのほか、地域おこし協力隊員の期末手当の減額でございます。4節は、地域おこし協力隊に係ります減額でございます。

13ページをお願いいたします。

7節は、まちづくりワークショップ等に係ります減額でございます。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償の確定見込み、にぎわい創出事業先進地視察のほか、地域おこし協力隊研修旅費及び通勤手当の減額でございます。10節は、事務用消耗品代、公用車の燃料代のほか、各種会議等でのお茶代の実績見込みによります減額でございます。11節は、地域おこし協力隊の活動に係ります通信運搬費及び保険料の減額でございます。12節は、にぎわい創出事業基本方針策定業務の確定見込みのほか、地域おこし協力隊着任前研修費の減額でございます。13節は、地域おこし協力隊活動や事業施設地の車借上料、有料道路通行量等のほか施設使用料の減額でございます。14節は、今年度テレビ共同受信施設に係ります支障移転工事等が行われなかったことによります減額でございます。17節は、地域おこし協力隊に係ります備品購入費の減額でございます。18節負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症等の

影響によります全国福祉協議会の会費納入免除、地域おこし協力隊に係ります研修参加負担金等の減額でございます。補助金は、子育て世帯等移住・定住応援事業、三世代同居応援事業、空き家等利活用事業等の実績見込みのほか、地域おこし協力隊活動費補助金の減額でございます。24節につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金の子ども医療費助成事業等の基金積立利子の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。11節は、ホームページ等のネットワーク通信契約等の確定見込みによりまして減額いたすものでございます。12節は、本年度職員が使用します端末で、オフィスの入替えを行っており、その他システム構築等の確定による減額と電算機器保守費用等の確定によりまして減額いたすものでございます。

14ページをお願いします。

13節は、電算機器の機械借上料、ウイルス対策等のシステム利用料のそれぞれ契約額での減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、8目出張所費でございます。8節は職員旅費を実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

続きまして、9目交通対策費でございます。7節につきましては、交通安全指導員の報償金確定見込みによります減額。8節は、交通指導員の出勤費用弁償確定見込みによります減額。11節は、災害保険料の確定により減額。18節は、黒川地区交通安全推進連絡協議会負担金の額確定によります減額でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。10節は、無線子局電気料の実績見込みによる減額。12節は、防災行政無線局の定期検査業務、車載無線機移設業務、防災無線同報系・移動系の設備保守点検業務の実績見込みによる減額でございます。14節は、防災行政無線長者館山再送信局発動発電機修繕工事の額確定による減額でございます。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。1節及び8節につきましては、男女共同参画推進審議会の開催実績により、7節は男女共同参画推進研修会講師謝金額の確定により、それぞれ減額いたすものでございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。7節は、消費生活講座講師謝礼の確定。8節は、消費生活相談員費用弁償の実績見込みにより減額いたすものでございます。

次に、13目諸費のうち、総務課危機対策室所管分でございます。事業内訳のうち、4番目の一般管理費、そして15ページをお願いします。防犯対策費のうち、マイナス222万6,000円のうち、マイナス9,000円、その次の表彰費、結婚支援事業費が総務課危機対策室所管となります。7節は、中学生人権作文コンクールへ応募の実績、表彰関係の表彰者への記念品等の実績により減額いたすものでございます。10節は、表彰式の際の受賞者物品、式典用の看板、生花、茶菓子等の購入実績により減額いたすものでございます。11節は、全国町村会総合賠償補償保険の額確定によります減額でございます。12節は婚活イベント企画の業務委託費確定による減額と、防犯カメラ保守点検業務委託額の確定によります減額でございます。13節は、婚活イベントの際の会場使用料、バス借上料、実際使用しませんでしたので減額するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、財政課分でございます。

財政課分は、地域振興費補助金並びにコミュニティ施設費となっております。18節は、集会施設等事業費補助金、老人クラブ連合会補助金の事業費の確定による減額。区集会施設建設事業費といたしまして、令和5年度9地区へ助成いたしておりますが、うち反町上ほか3地区において事業費確定により減額となったものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、町民生活課所管分としまして、自衛官募集事務費、空家等対策事業費でございます。1節は、空家等対策協議会に係ります報酬を実績見込みにより減額するものでございます。8節は、空家等対策協議会に係ります委員費用弁償、自衛官募集事務に係ります職員旅費を実績見込みにより減額するものでございます。10節及び11節は、空家等対策協議会に係ります食糧費及び郵便料を実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

都市建設課分につきましては、防犯対策費でございます。10節の光熱費につきましては、防犯灯電気料確定見込みによります減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 （小野政則君）

続きまして、2項2目賦課徴収費でございます。住民税費で109万2,000円、固定資

産税費で14万6,000円、管理徴収費で635万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

16ページをお願いいたします。

8節につきましては、納税貯蓄組合移動総会が中止となり職員旅費の減額をお願いするものであります。10節につきましては、納付書等の印刷製本費について支払額確定に伴い減額をお願いするものであります。11節につきましては、手数料支払額確定見込みにより減額をお願いするものであります。12節につきましては、住民税森林環境税導入に伴いますシステム等の改修委託業務につきまして、支払額確定により減額をお願いするものであります。17節につきましては、庁内備品購入について支払額確定に伴い減額をお願いするものであります。18節につきましては、負担金補助及び交付金につきまして、地方税共同機構への負担金の支払額確定により減額をお願いするものであります。22節につきましては、還付金等の支払額確定見込みにより減額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。8節は、パートタイム会計年度任用職員通勤手当を実績見込みにより減額するものでございます。10節は、異動届出用紙等の印刷製本費を実績見込みにより減額するものでございます。11節は、マイナンバーカード交付通知関係郵送料を実績見込みにより減額するものでございます。12節は、氏名の振り仮名法制化に係ります戸籍システム改修業務契約額確定に伴います減額及び戸籍附票システム改修業務の本年度補助対象の改修範囲拡大に伴います事業費の増額などをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

続きまして、4項選挙費2目選挙啓発費でございます。7節につきましては、明るい選挙啓発ポスターコンクール参加賞の額確定により減額でございます。

続きまして、3目県議会議員選挙執行費でございます。県議会議員一般選挙は令和5年10月22日執行、投票者8,280人、投票率36.45%となったところでございます。1節から17ページの17節まで、選挙執行が完了となり、宮城県の確認も終了したことにより執行経費が確定したことによりまして不用額を減額するものでございます。

次に、4目町長選挙執行費でございます。町長選挙は令和5年10月1日執行、投票者1万1,112人、投票率48.93%でございました。1節から18ページの18節までは、こちらも選挙執行完了となり執行経費が確定したことによりまして不用額を減額するものでございます。なお、今回の町長選挙から選挙運動に係る費用の一部、自動車の使用、ポスター・ビラの作成につきましては公費負担となったもので、18節は2候補者分合わせまして287万円を公費で負担したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。1節及び8節につきましては、住宅土地統計調査指導員及び調査委員の報酬及び費用弁償額の確定見込みによります減額でございます。11節につきましては、住宅土地統計調査の確定見込みによります通信運搬費の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。1節監査委員の出席報酬につきましては、検査等の実日数が増えたことによりまして増額いたすものでございます。8節は、宮城黒川地方町村監査委員協議会の視察研修会、監査委員特別セミナー、職員の随行旅費につきまして、支出見込みにより減額いたすものでございます。18節は、

事業中止等に伴いまして、宮城黒川地方町村監査委員協議会の負担金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、1,886万6,000円の減額をするものでございます。7節は、地域福祉計画策定委員会の委員謝礼を減額するものでございます。17節は、シュレッター購入によります精算分を減額するものでございます。18節は、新型コロナ等の影響によります大和町遺族会の活動自粛のために運営費補助の未申請という形で行ったので減額するものでございます。19節は、生活支援給付事業に係ります給付金の交付見込みによります減額をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

27節は、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金としまして、保険財政運営支援費分を増額及び保険基盤安定制度費分を減額するものでございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、807万円を減額するものでございます。18節は、大和老人クラブ及び町老人クラブ連合会への補助確定見込みによります、あと敬老会の開催実績による減額するものでございます。19節は、100歳になられる方々への特別祝い金と、80歳以上への敬老祝い金、偕楽園や仙台長生園の施設入所しております方々の老人保健措置費、75歳以上への高齢者タクシー扶助費、それぞれの事業の実績見込みによります減額を行うとするものでございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計への介護給付費、事務費、地域支援事業費に係ります繰出金を減額するものでございます。

続きまして、4目障害者福祉費につきましては、5,654万8,000円を増額するものでございます。3節は、時間外勤務手当の増額をお願いするものでございます。7節講師謝金、10節封筒の印刷物、12節グループホーム体験ステイ事業、13節は有料道路駐車場料、18節は自発的活動支援事業等それぞれの業務実績により減額するものでございます。19節は、本年度の支出実績を参考に試算した見込みにより、心身障害者医療費の減額を、20ページの補装具給付費、居宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サー

ビス費、児童発声支援などの障害児通所サービス費の増額をお願いするものでございます。22節は、障害児入所給付費、障害者医療費などの国庫、県負担精算によります返還金の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費につきましては273万2,000円を減額するものでございます。10節は燃料費、光熱費の本年度の支出実績を参考に試算した見込みにより減額するものでございます。17節は、包括支援センター事務室の机などの備品購入費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金としまして、保険基盤安定負担金分及び事務費分を減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長（村田充穂君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。2節は、虐待業務に携わる会計年度任用職員の勤務実績等により減額をするものでございます。3節時間外勤務手当は、子ども家庭課職員の枠外時間外手当の増額をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

3節の続きから4節及び8節は、児童虐待業務に携わる会計年度任用職員の勤務実績見込みにより減額するものでございます。10節の印刷製本費は、子育て情報誌の契約差金による減額。光熱水費修繕料は、スポーツ広場及び児童遊園の今後所要見込みによる減額でございます。12節の業務委託料は、令和5年度と令和6年度の2か年間で策定を予定しております第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務における支払いを令和6年度の計画策定完了後としましたことから、本年度の予算を全額減とした

ものでございます。なお、この組替えに伴い、先ほど債務負担行為の中でも変更を併せてお願いしております。施設備品管理委託は、児童支援センターの空調設備点検清掃委託の契約差金を減額。13節は、研修の際の有料道路通行料、駐車場使用料を実績見込みにより減額。17節は、言葉の教室用品購入事業の契約差金の減額でございます。19節のあんしん子育て医療費につきましては、受診者の増加により増額を、未熟児養育医療につきましては対象児の減少により減額を、それぞれ実績見込みにより補正するものでございます。22節は、保育対策総合支援補助金の令和4年度確定分と、保育士処遇改善臨時特例交付金の令和3年、4年度の実績確定による返還金でございます。

2目児童措置費でございます。11節は、児童手当に要する郵送料を減額し、口座振込手数料を増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

18節は、「たいわ あんしん出産・子育て応援ギフト」と、子育て世帯生活支援特別給付金を実績見込みにより減額するものでございます。19節は、実績見込みにより、児童手当支給に要する経費は減額を行い、第3子祝い金は、出産祝い金と小学校、中学校入学祝い金の中で組替えを行いながら増額をするものでございます。22節は、低所得の子育て世帯給付補助金の令和4年度実績確定による返還金でございます。

3目母子福祉費でございます。11節及び19節は、母子父子医療費助成に係るもので、郵送料及び給付費を実績見込みにより減額するものでございます。

4目保育所費でございます。1節から4節及び8節は、もみじヶ丘保育所の会計年度任用職員の勤務実績見込みによる減額でございます。7節及び10節、11節は、保育所内での職員研修講師謝金、式典の際の記念品代、教材費、ガス代、電気代、郵送料等を事業費の見通しができましたことから、減額ないし増額を行うものでございます。なお、光熱費の増額は、昨年の猛暑でエアコンの稼働が多かったことにより、電気代が増加したことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

12節は、もみじヶ丘保育所のICT環境整備事業と病後児保育事業の運営業務及び空調設備点検業務等に係る契約差金を減額。13節は、ICT機器リース費用及び遠足バス借上料の契約差金による減額。15節は、保育所事務室のエアコン改修工事と遊具設置工事の契約差金による減額でございます。18節の負担金の地域型負担金は、利用児童減少による減額を、施設型負担金は利用者の増加及び公定価格改定等による実績見込みによる増額を、日本スポーツ振興センター災害共済及び黒川地区防火管理協議会は事業確定による減額を、実費徴収に係る補足給付事業及び預かり保育事業並びに

幼稚園は利用者の減少による減額を実績見込みとしたものでございます。補助金の各事業につきましても負担金と同様に、利用児童の増加または減少の実績見込みを増額または減額するものでございます。22節は、子供のための教育保育給付交付金、宮城県施設型給付費等補助金、子ども・子育て支援交付金、子育てのための施設等利用給付交付金をそれぞれ令和4年度の実績確定による返還金でございます。

5目児童館費でございます。

24ページをお願いいたします。

1節の児童館運営協議会は、実績見込みにより減額を行うものでございます。同じく1節のパートタイム会計年度職員から4節は、児童館勤務に係る会計年度職員の勤務実績見込みにより減額を、7節は、児童館研修会の講師謝金を減額。8節は、児童厚生員の研修の際の旅費とパートタイム会計年度任用職員通勤手当を実績見込みにより減額。10節は、暖冬により灯油代、電気代等の減額によるもののほか、児童館運営協議会の際のお茶代、児童館修繕料を実績見込みにより減額。11節は、児童館のじゅうたんクリーニングの契約差金、児童館活動に伴う賠償責任保険の額の確定により減額。12節は、児童館運営費、消防設備や空調設備等の施設整備点検委託の契約差金による減額。13節はICTシステム借上料の契約差金、児童館職員研修の際の有料道路通行料を実績見込みにより減額。14節は、吉岡児童館トイレ洋式化工事の契約差金等により減額を行うものでございます。18節のうち、負担金の黒川地区防火管理協議会負担金は額確定により減額するものでございます。補助金は、吉田児童館母親クラブが解散したことにより、補助金の申請がございましたので不用額として減額するものでございます。

6目子育て世帯生活臨時応援事業でございます。11節は、当該事業に係る郵送料を減額とし、口座振替手数料を増額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

18節は、給付金を申請実績見込みにより減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 (大友 徹君)

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。1節、3節及び4節は、

母子保健事業及び栄養改善事業に従事します専門職の会計年度任用職員勤務実績見込みによる減額でございます。7節は、健診セミナー等に従事する医師、看護師、歯科衛生士等の報償金、講師等の謝礼の実績見込みによる減額でございます。賞賜金は出産祝い品として贈呈いたします絵本購入費用の確定により減額するものでございます。8節につきましては、同じく健診業務に従事します会計年度任用職員の勤務実績見込みによる通勤手当、職員研修旅費の減額でございます。10節は、調理実習の材料費、献血啓発物品購入費、事務用封筒印刷費の実績確定及び公用車燃料費の実績見込みによる減額でございます。

26ページをお願いいたします。

11節はクリーニング代、外国人支援のための筆耕通訳派遣の年度末までの利用見込み及び公用車自賠責保険料の確定による減額でございます。12節は、妊産婦の健診、乳児健診、新生児聴覚検査、産後ケア事業などの実績見込み及び健康増進計画の策定業務令和5年度分委託料支払い確定による減額でございます。13節は、食生活改善推進委員会研修会のバス借上料の確定及び研修出張時の有料道路通行料、駐車場使用料の実績見込みによる減額であります。17節は、心理相談で使用いたします知能検査用具につきまして来年度後継の検査用具が発売されるということになりましたので今年度予定しておりました購入を見送り、減額するものでございます。18節は、黒川地域医療対策委員会の繰越額、多額ということで今年度の負担金徴収しないことになったことによる減額及び保健師の研修参加費の確定による減額でございます。19節は、里帰り先での妊婦健診特定不妊治療費助成費及び初回産科受診料助成事業の実績見込みによる減額でございます。22節は、令和4年度の母子保健衛生費国庫補助金の確定により、精算を要しますことから返還金の計上をお願いするものでございます。27節につきましては、下水道事業会計の浄化槽整備事業への繰出金を減額するものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。1節、3節、4節は健康教育、訪問指導、新型コロナウイルスワクチン接種準備などに従事しました専門職、事務補助の会計年度任用職員の勤務実績見込みによる減額でございます。

27ページをお願いいたします。

7節は、健康教室、健康モデル地区事業などの講師謝礼、予防接種健康被害調査委員会の謝礼実績見込みによる減額でございます。8節は、各健康づくり事業に従事します会計年度職員の通勤手当の実績見込みによる減額、会議開催時の委員費用弁償の実績による減額でございます。10節は、感染症対策のためのコピー代、印刷費、医薬

材料費、がん検診事業の各種印刷費について実績見込みにより減額するものでございます。11節は、健診関係の通知、コロナワクチン接種券発送郵便料、コールセンターの電話料、医療廃棄物手数料について実績見込みにより減額するものでございます。12節は、結核健診、乳幼児定期個別接種、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザなどの各種予防接種の実績見込み、また健康診査、脳検診、各種がん検診業務の実績見込みによる減額、さらには新型コロナワクチン接種に係ります医療機関への委託料、コールセンター業務、集団接種会場設置費などの実績見込みにより減額を行うものでございます。19節は、里帰り先での予防接種及び子供インフルエンザ予防接種費用助成、医療用ウィッグなどの購入費助成の実績見込みにより減額するものでございます。22節は、令和4年度の感染症予防事業国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金の過年度精算による返還金の計上をお願いするものであります。

以上でございます。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。1節及び8節は、環境審議会に係ります報酬及び費用弁償を実績見込みにより減額するものでございます。10節は、防疫薬剤等の消耗品費、防疫薬剤散布機の修繕料を実績見込みにより減額するものでございます。12節は、臨時粗大ごみ回収業務、不法投棄監視パトロール撤去業務等、契約額確定により減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

2項1目一般廃棄物処理費でございます。7節は、資源回収奨励金確定により減額するものでございます。10節は、消耗品費としてリサイクルごみ収集ネットを購入予定としておりましたが、現在の状況を確認し経年劣化しているものの、まだ使用できる状態でもあり、来年度以降に購入することとし減額するもの。印刷製本費として廃棄物処分券、印刷費用、実績見込みにより減額するものでございます。11節は、ごみ集積所に係ります蜂の巣駆除手数料を減額するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（門間浩宇君）

暫時休憩します。

再開は午後2時10分といたします。

午前 1時58分 休憩

午後 2時09分 再開

議長 (門間浩宇君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 (阿部 晃君)

引き続きよろしくお願いたします。

5款1項1目農業委員会費でございます。7節報償費につきましては、農業委員等の改選に伴います選考委員の会議実績による減額。8節旅費につきましては、農業委員会会長等の全国農業委員会長大会、研修会等の実績見込みによる減額でございます。10節につきましては、新任農業委員等の作業服支給品等の実績に伴う減額でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、初めに農林振興課所管分についてご説明いたします。

7節につきましては、JA新みやぎあさひなまつりの内容変更により、農林産品品評会の商品代を減額するものでございます。

よろしくお願いたします。

議長 (門間浩宇君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

続きまして、財政課分でございます。

財政課分といたしましては、落合ふるさとセンターの管理費の減額でございます。12節につきましては、落合ふるさとセンター長寿命化改修実施設計が完了したことによる減額。14節は、落合ふるさとセンターの案内看板修繕工事費の確定により減額す

るものでございます。

財政課は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、3目農業振興費でございます。17節備品購入費は、イノシシ捕獲用箱わなの機種を変更し、購入した実績により減額するものでございます。18節負担金、町有害鳥獣被害対策協議会につきましては、イノシシの有害捕獲頭数が増加していることから、捕獲頭数見合いで捕獲活動費分の増額をお願いするものでございます。

次に、補助金でございます。JA新みやぎ等と連携して農家支援を行っております農林業制度資金利子補給のほか、29ページをお願いいたします。のほか4事業の実績見込みによります減額。多面的機能支払交付金につきましては、資源向上活動の加算取組の面積確定による減額。農地集積・集約化対策事業につきましては、農地中間管理機構を通して農地集積を行った場合の集積協力金等の事業費の確定見込みによります減額。有害鳥獣被害防止施設補助事業費につきましては、農家個人が設置します有害鳥獣侵入防止柵助成の実績見合いによる減額でございます。

4目畜産業費につきましては、18節負担金は、事業縮小による畜産振興協議会への負担金を減額するものでございます。補助金は、導入頭数の減少により管内肥育素牛販売促進対策事業及び繁殖牛子牛事故共助事業の減額。畜産牛の飼料高騰対策の事業費確定に伴う減額でございます。

5目農地費でございます。7節報償費は、吉田地区農地整備事業に係る現地調査時の案内人の費用を減額するもので、8節は、日程が合わず参加を見送りました職員の農業土木研修費を減額するもの。10節消耗品費は、田んぼダム用の堰板の購入費等、農地整備事業打合せのときのお茶代の減額でございます。12節委託料の業務委託につきましては、森の丘調整池管理、農道側溝土砂撤去業務、吉田地区の土地改良事業推進のための換地等調査業務等の事業費確定に伴う減額。測量設計施工管理委託につきましては、鶴巣地区最終処分場関連のため池整備に係る測量設計業務において契約差金による減額でございます。13節は、駐車料使用料を減額するもの。14節工事費につきましては、ため池改修工事、舗装新設工事につきましては、契約差金による減額。ため池安全施設工事は5件ありまして、3件は事業量の調整による減額、ほかの2件

につきましては新規工事として国の補助金を活用し、早期に工事を完成させるための費用を増額するものであります。あわせて、工事施工に当たり、ため池管理者と優先的に設置するため池の順番や施設設置位置の調整に時間を要することから、繰越明許費をお願いするものでございます。

6目水田農業対策費の7節は、転作確認の際の現地確認経費を減額するもの。8節及び29ページのほうをお願いいたします。8節及び13節につきましては、水田農業先進地視察研修実績に伴います参加者の旅費及びバス借上料等の減額でございます。18節につきましては、農業経営継続支援事業として販売農家に資材高騰対策として10アール当たり3,000円を支援しておりますが、事業実績見込みによる減額でございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、国補助事業を活用したあさひな郷の有機米への助成で、事業確定による減額でございます。水田営農条件整備事業につきましては、集団転作用機械助成の額の確定による減額でございます。

次に、2項1目林業振興費でございます。12節につきましては、林道除草業務、森林病虫害等防除業務の事業費確定による減額。林道高倉線の一部が町道認定されたことによる除雪費用の減額等でございます。14節は、林道滝ノ原蘭山線の道路修繕工事。嘉太神1号橋の補修工事の事業費確定見込みに伴います減額でございます。18節は、県営事業として実施しております林道七ツ森湖泉ヶ岳線の工事費確定による負担金の減額。森林山村多面的機能発揮対策事業は、1事業者の事業取りやめにより減額するものでございます。

3項1目水産事業費でございます。18節は、町内11店舗で本年度下半期に立石の種支援事業を実施しておりますが、補助金の実績見合いによる減額をお願いするものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

引き続き30ページをお願いいたします。

6款商工費でございます。1項2目商工振興費18節地域産業支援事業は、地域でがんばる事業者応援補助金でございますが、補充メニューのうち、空き店舗活用事業におきまして新規の申込み相談件数が6件あり、当初予算3件分及び6月補正におきま

して3件分増額をお認めいただきましたが、その後、資金計画等時間を要したことに意見が今年度の事業を見送りされたことによりまして減額を。また、そのほか補助メニューでありました商品開発及びイメージアップの2つの支援事業につきまして、それぞれ申込みがなかったことにより、あわせまして減額をお願いするものでございます。企業立地奨励金につきましては、額の確定により減額をお願いするもの。

31ページをお願いいたします。

21節補償金につきましては、町中小企業振興資金損失補償金の額の確定により減額をお願いするものでございます。

次に、3目観光費11節保険料につきましては、尾花沢花笠おどり等の参加者保険料であります。参加者の実績及び花巻市石鳥谷まつりへの参加を見送ったことによる減額。また、レンタサイクル賠償責任保険代等、額の確定により減額をお願いするもの。13節車借り上げ料は、花笠おどり参加者送迎用バス借り上げの実績及び石鳥谷まつりの参加を見送ったことによる減額を、有料道路交通量は同じく石鳥谷まつりの参加を見送ったことにより減額をお願いするもの。18節は、セツ森湖畔公園花まつり実行委員会の補助金でございますが、花まつりの中止による減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。17節は、携帯電話更新に要します費用の実績により減額するものでございます。

2項1目道路維持費でございます。14節につきましては、蒜袋相川線ではありますが、衡南松坂平線との交差点付近部分の延長326メートル区間につきまして、近接する善川遊水地工事の完了や水道管補修に係ります舗装復旧分の負担につきまして、水道事業会計と調整がまとまりましたことから、早期に舗装修繕を行うことといたしまして、今回補正で予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。12節につきましては、単独事業のみみじヶ丘幹線4号線歩道改良基本設計業務、国土交通省事業では橋梁点検及び長寿命化計画策定業務など、防衛省補助事業では松坂平1号線測量等実施設計業務の確定

見込みにより、全体額での調整の上減額するもの。また、最終処分場関係といたしましては、大平上地区で実施しております幕柳大平線側溝入替え等を含む道路改良工事基本設計業務の確定見込みによる減額するものでございます。14節は、国土交通省事業では、悟溪寺橋橋梁補修工事が令和5年度に完了を迎えますことから、事業費が確定し減額するところではございますが、国から令和5年度分の交付決定をいただきました補助金につきまして、次期補修を行う橋梁補修工事に充当が可能となりましたことから、次期補修橋梁の竇垣橋、魚板橋、魚板歩道橋の工事費として調整の上、手当するもののほか、防衛省補助事業といたしまして天皇寺地区排水路整備工事及び雷神線道路改良工事の事業費確定見込みにより減額するものでございます。

32ページをお願いいたします。

18節は、吉岡西部土地区画整理事業特別会計の町道分の公共施設管理者負担金でございまして、町道分が未完了でございまして減額するものでございます。

2項4目交通安全施設整備費は、財源調整でございまして。

3項1目河川費でございまして。7節の報償費は、河川維持作業確定見込みによります減額。12節は、竹林川遊水地内除草作業の事業費確定のほか、舞野地区内で行います排水路整備工事の修正設計に要する費用、全体額で調整するもの。また、新最終処分場関係といたしまして、処分場周辺地域環境整備事業等に関する覚書に基づき、大平中地区で進めておりました窪川の支障木伐採につきまして、現地での立会いや地区説明会で、地区から県には河川整備も要望しているのご意見をいただき、宮城県に確認はしていたものでございますが、要望の確認と今後の事業の進め方を含めて再度調整が必要になりましたことから、令和5年度に予定をしておりました支障木伐採を見送り、減額するものでございます。

14節は、吉田川床上浸水事業対策費で予定しておりました舞野地区内排水路整備工事延長100メートルにつきまして、工事用作業道等の関係で敷地の借地を関係者へお願いしましたところ、工事につきまして全区間を一気に工事していただきたいと要望がありましたことから、排水路整備工事を令和6年度で行うものとし、令和5年度分については見送り、減額とするものでございます。また、新最終処分場関係の窪川堆積土砂撤去につきましては、12節の支障木伐採と同様の理由から、工事に要する費用も減額とするものでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございまして。12節につきましては、吉岡西部地区の地区計画等のパンフレット作成を予定しておりましたが、地区計画の決定が3月となるものでございますことから、制作を令和6年度に実施するものとし、減額

するものでございます。

2目下水道費の27節は、下水道事業会計の繰出金確定見込みによります減額でございます。

3目公園費でございます。14節は、わかば公園等で実施しました洋式トイレの改修工事のほか、もみじヶ丘緑道舗装工事の実績見込みにより減額するもの。

4目土地区画整理費でございます。12節は、北四番丁大衡線西側のり面側道整備に伴う事業計画説明や各種協議に期間を要したことから、分筆登記業務を令和6年度で実施するものとしまして減額するもの。16節の土地購入につきましても、同じく令和6年度で行うものとしまして減額するものでございます。27節につきましては、吉岡西部土地区画整理事業特別会計の繰出金で、令和5年度事業分の実績見込みにより減額するものでございます。

33ページをお願いいたします。

5目街路事業費でございます。14節は、吉田落合線道路改良工事の実績見込みにより減額するものでございます。

5項1目住宅管理費でございます。11節は、町営住宅受水槽水質検査及びハウスクリーニング代などの確定見込みによります減額。12節は、町営住宅除草業務、遊戯施設点検業務のほか、特殊建物定期点検調査業務等、子育て支援住宅では落合地区、子育て支援住宅敷地内、芝生除草等業務の実績見込みにより減額するものでございます。14節は、西原第三住宅、木造住宅解体工事など工事費の確定見込みにより減額するものでございます。

2目子育て支援住宅建設費でございます。11節は、宮床地区3戸、吉田地区2戸に係ります建築確認申請の確定見込みによる減額でございます。12節は、宮床地区・吉田地区に係ります建築工事実施設計業務の確定見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 (千葉正義君)

続きまして、8款消防費1項1目常備消防費でございます。18節は、黒川地域行政事務組合の消防費分の負担金の確定による減額でございます。

続きまして、2目非常備消防費でございます。1節は、消防団員の報酬額確定見込みによります減額。10節は、消防団夏期演習時の飲み物代、火災災害時の非常食代のほか、防火啓発のポスター印刷の実績見込みによる減額でございます。17節は、消防団員の活動服等の購入実績による減額。18節は、消防団福祉共済掛金の実績により減額を。

34ページをお願いいたします。

町婦人防火クラブへの補助額の確定により減額をいたすものでございます。

続きまして、3目消防施設費でございます。12節は、防火水槽内土砂撤去業務の確定による減額。18節は、消防団呼出し無線従事者資格講習会受講がございませんでしたので、減額いたすものでございます。

次に、4目水防費でございます。1節は、本年度大雨等による災害がございませんでしたので、報酬実績見込みで減額いたすもの。7節は、水防協議会が開催ございませんでしたので減額。8節は、重要水防箇所巡回につきまして、その費用弁償を減額。10節は、水害時の水防団員の食事代を減額いたすものでございます。12節は、大平地区に設置しました水防倉庫移転新築設計業務の額確定により減額。14節は、その水防倉庫移転新築の完了によります工事費の不用額の減額でございます。

次に、5目災害対策費でございます。1節及び8節は、防災会議開催案件がございませんでしたので、委員報酬、費用弁償を減額。7節は、自主防災組織研修会の実績見込み、安全安心まちづくり推進協議会開催ありませんでしたので減額いたすものでございます。17節は、宝くじのコミュニティ助成事業を活用した自主防災組織備品購入の事業確定によります減額。18節は、危険ブロック塀除去事業、木造住宅耐震改修工事の実績見込みによります減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

続きまして、9款教育費でございます。1項2目事務局費につきましては、事務局運営に係る補正でございます。12節は、学校等施設図面デジタル化業務の完了に伴う減額でございます。13節は、夢と希望と志を語る会のバス代借上料による減額でございます。

35ページをお願いいたします。

次に、2項1目学校管理費は、小学校総務の補正でございます。7節は、夏場の高温によります夏休み期間のプール開放中止に伴います監視補助員の減額。10節は、高熱水費でございますが、減額の要因につきましては吉岡小学校の電気料ということになりますけれども、予算編成時は旧校舎の面積で予算を見込んでおりましたが、仮設校舎となり、校舎面積が減少したことにより電気料の実績見合いにより減額をお願いするものでございます。11節は、吉岡小仮設校舎の火災保険料でございますが、貸主負担となることから減額をお願いするものでございます。12節は、児童、教職員の健康診断の契約実績による減額。13節は、陸上記録会の中止と林間学校等の実績による車借上料の減額でございます。17節は、令和6年度入学いたします弱視児童の拡大読書器等の購入に要するものでございます。

次に、2目教育振興費は、小学校教育振興費の減額補正でございます。19節は、要保護及び準要保護等の額の確定による減額でございます。

次に、3目施設整備は、小学校維持管理費の減額補正でございます。10節は、小学校の9か所修繕等を実績見合いで減額するものでございます。12節は、小学校特別教室棟の空調整備の実施設計の契約差金を減額するものでございます。14節は、小野小学校プール改修等をはじめ、各小学校施設の修繕工事等の実績見合いによる減額でございます。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に係る減額でございます。12節は、施工管理費等の契約差金の減額を行うもの。14節は、改築工事の契約差金の令和5年度分の実績見込みによる減額でございます。

次に、3項1目学校管理費は、中学校の総務費でございます。10節は、中学校の電気料等の光熱水費の実績に伴う減額。

36ページでございます。お願いいたします。

12節は、児童教職員の健康診断の契約実績による減額。13節は、中体連等生徒輸送の実績による車借上料の減額。17節は、次年度生徒増加分の机椅子等の購入をお願いするものでございます。18節は、中体連東北大会等への生徒参加助成の実績見込みによる減額でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校教育振興費の減額補正でございます。1節、3節及び8節は、部活動指導員の実績見込みによる減額。19節は、要保護等の支援の額の確定に伴います減額でございます。

次に、3目施設整備事業費でございます。中学校維持管理費の補正でございます。

12節は、中学校特別教室等の空調整備工事実施設計の契約差金を減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（門間浩字君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費につきましては、社会教育委員会議の運営、家庭教育や青少年教育などの各種事業の経費につきまして、主に実績見込みにより減額いたすものでございます。1節報酬につきましては、社会教育委員及び学び支援コーディネーター等配置事業での会計年度任用職員、コーディネーターの報酬につきまして、実績見込みにより減額いたすものでございます。3節につきましては、土日等での各種事業の実施により、職員の時間外勤務手当に不足が見込まれますことから、28万6,000円の補正をお願いするものでございます。7節報償金につきましては、家庭教育事業や青少年教育事業など、各事業におけます講師謝金、協働教育でのコーディネーター謝金、放課後子ども教室指導員謝金などを実績見込みにより減額いたすものでございます。

37ページをお願いいたします。

賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞を、実績により減額いたすものでございます。8節につきましては、社会教育委員等の費用弁償、普通旅費につきましては、共同教育の会議出席旅費、特別旅費につきましては、家庭教育事業での講師旅費、原阿佐緒賞表彰式選考委員の旅費につきまして、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。10節消耗品費につきましては、協働教育や放課後子ども教室などに係ります消耗品代を、食糧費につきましては、社会教育委員会議でのお茶代、各事業での講師や参加者のお茶代、昼食代を実績見込みにより減額いたすものでございます。印刷製本費につきましては、まほろば大学に係ります資料印刷、家庭教育啓発用チラシ印刷、原阿佐緒賞作品集印刷などを、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。11節通信運搬費につきましては、各事業の実施に係ります郵便代、広告料は原阿佐緒賞の広告掲載に係るもの。保険料につきましては、事業の参加者に係ります傷害保険料を、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。13節機械借上料につきましては、協働教育に係ります農機具借上げ、車借上料につつま

しては、大和っ子未来塾でのバス借上料などを、有料道路通行料は、会議、研修会参加等での高速道路代、施設使用料につきましては、ジュニアリーダー研修会に係ります施設使用料をそれぞれ減額いたすものでございます。18節負担金につきましては、東北地区社会教育研究大会参加負担金、ジュニアリーダー育成研修会の参加負担金を実績見込みにより減額いたすものでございます。また、補助金につきましては、町PTA連合会、町子ども会育成連合会の補助金につきまして、今年度、繰越金等が多いことなどから今年度交付がありませんでしたので、減額いたすものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは引き続き、37ページをお願いいたします。

2目公民館費でございます。事業内訳は、公民館総務費から図書室運営費までの6つの項目となっております。事業実績と今後の支出見込みによる減額でございます。1節であります、図書室会計年度任用職員の報酬の減額でございます。3節と4節であります、同じく会計年度任用職員の期末手当と社会保険料、共済組合負担金の減額でございます。

38ページをお願いいたします。

7節であります、報償金は分館長研修会の講師謝礼、地域交流の集いは事業実績、ふるさと体感隊や各種講座の講師謝礼、成人式の呈茶席従事者と書き初め大会審査員の謝礼による実績見込みの減額でございます。賞賜金は、成人式兼菊花展の記念品等の減額でございます。8節であります、分館長会議、研修会等の出席者確定による減額でございます。10節であります、消耗品は各種講座の材料代、ふるさと体感隊、成人式の事業実施に伴う事務用品の減額でございます。食糧費は、成人式の呈茶席、ハンドメイド講座のお茶代の減額でございます。11節であります、通知用はがきや事務連絡用切手代の減額でございます。12節であります、町民文化祭等の実施に伴う大ホール音響照明委託料の減額でございます。13節であります、図書貸出しシステムリース契約額の額確定、町婦人会や留学講座の移動研修実績に伴うバス代、有料道路通行料による減額でございます。18節であります、全国公民館研究集会参加費の減額でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。1節につきましては、文化財発掘作業員としての会計年度任用職員の実績見込みにより減額いたすものでございます。4節につきましても、文化財に係ります会計年度任用職員の社会保険料を減額いたすものでございます。7節報償金につきましては、郷土史講座に係る講師謝金を、13節機械借上料につきましては、発掘調査に係ります重機借上げ、車借上料、入場料につきましても、文化財めぐりに係りますバス借上げ、施設入場料をそれぞれ減額いたすものでございます。18節補助金につきましては、文化財保存会9団体への補助を予定しておりましたが、7団体への補助金交付となりましたことから減額いたすものでございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（門間浩宇君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

次に、4目まほろばホール管理費でございます。まほろばホール管理運営費の使用実績や修繕工事の完了及び今後の支出見込みによる増額、減額でございます。4節と8節であります。窓口業務会計年度任用職員の社会保険料、共済組合負担金と通勤手当の減額でございます。10節であります。消耗品費は不要となった新型コロナウイルス消毒薬品代等支出額の確定による減額でございます。燃料費は、冷暖房用灯油代の執行見込みによる減額でございます。光熱水費は、電気料の執行見込みによる減額でございます。12節であります。業務委託は高木等剪定と臨時舞台技術員派遣業務に伴う減額でございます。測量設計施工管理委託は、大ホール天井改修工事施工管理、学習棟内壁改修実施設計業務に係る額確定による減額でございます。

39ページをお願いいたします。

施設備品管理委託は、舞台機構設備等保守点検については、大ホールの工事の施工

により点検が実施できないため、下半期分点検料の変更による減額でございます。14節であります。工事請負費は大ホール特定天井改修工事に伴います。追加変更分の増額、舞台機構吊物更新工事、高圧電源機器更新工事、ホール棟調光盤及び照明改修工事その2によります額確定による減額でございます。

以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。7節報償金につきましては、体育館巡視員賃金に不足が見込まれますことから、5万円の補正をお願いするものでございます。10節消耗品費につきましては、イノシシ侵入防止柵等の購入、印刷製本費は使用許可申請書印刷等の実績により減額いたすもの。光熱水費は、センターの電気料に不足が見込まれますことから39万6,000円の補正をお願いいたすものでございます。12節業務委託料につきましては、ふれあいセンターの管理に係ります業務委託料、吉田教育ふれあいセンター屋根改修設計業務の実績見込みにより減額いたすものでございます。施設備品管理委託につきましても、消防設備の保守点検、施設警備委託等の実績見込みにより減額いたすものでございます。13節機械借上料につきましては、各施設照明のLEDリース料を計上しておりましたが、リース期間が令和6年4月からとなりましたことから減額いたすものでございます。17節庁用器具費につきましては、吉田教育ふれあいセンター用に購入した刈払機の実績により減額いたすものでございます。18節につきましては、防火管理者資格取得講習会受講料の実績により減額いたすものでございます。

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。1節につきましては、スポーツ推進審議会スポーツ推進委員の報酬につきましては、実績見込みにより減額いたすものでございます。7節報償金につきましては、部活動等地域移行検討準備会委員謝金の実績見込みにより減額いたすものでございます。8節費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会スポーツ推進委員の実績見込みで減額いたすものでございます。10節消耗品費、燃料費につきましては、事務用品、公用車燃料代の実績見込みにより減額いたすもの。12節につきましては、大和町スポーツフェアの実績により、業務委託料を減額いたすものでございます。

40ページをお願いいたします。

13節につきましては、スポーツ推進委員東北大会での高速道路代。14節につきましては、体育センター等トイレ洋式化工事の実績見込みによりそれぞれ減額いたすものでございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。10節消耗品費につきましては、レクリエーション広場砂代等の実績見込みにより減額いたすもの。14節につきましては、宮床レクリエーション広場トイレ洋式化工事の実績により減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

次に、4目学校給食センター費の補正でございます。10節は消耗品費、燃料費及び光熱水費は、実績見合いにより減額を、賄い材料費は食材費の高騰等により実績見込みによりまして増額をお願いするものでございます。11節の通信運搬費は、電話料等、手数料は衛生検査手数料等の実績見合いにより減額をお願いするものでございます。12節は施設等の保守点検の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。14節は調理洗浄室の床改修工事等の実績見込みによる減額を、17節は配送用コンテナ及び調理用機器等の更新に伴う契約差金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、11款公債費1項1目元金につきましては、22節財政融資資金等の償還額の確定見込みにより減額をするものでございます。

次の2目利子につきましては、22節財政融資資金等の利子の確定により減額するものであります。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

議案書95ページをお願いいたします。

議案第19号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
でございます。

令和5年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定め
るところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ
れ909万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,401万3,000
円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は第1表によるもので
ございます。

事項別明細書51ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節は、災害等臨時特例交付金の実績見込みによる減額でございます。
3節はマイナンバーカード保険証利用の周知費用に係ります補助金確定により増額す
るものでございます。

4款1項1目1節は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の減額でございます。

6款1項1目1節は、保険税軽減分及び保険者支援分を減額。4節は財政安定化支
援事業分を増額。5節は未就学児均等割保険税分を減額。6節は産前産後期間保険税
分を減額するものでございます。

52ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目8節は、研修会に係ります職員旅費を実績見込みにより減額。12節は、
国保システム等保守業務等の契約額確定による減額でございます。

2項1目8節は、研修会に係ります職員旅費を実績見込みにより減額。10節は納税
通知書等印刷に係ります実績見込みにより減額するものでございます。

3款1項1目は歳入補正によります充当財源内訳の変更でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、5款1項1目保健衛生普及費でございます。1節及び8節は、特定保健指導ほか保健事業に従事します会計年度任用職員人件費の勤務実績見込みによる減額でございます。7節は、特定保健指導等の講師謝礼の確定及び賞賜金は生活習慣病予防教室の参加記念品代等の確定による減額でございます。11節は、医師による指示書作成手数料の実績見込みによる減額でございます。12節は、第三者行為求償事業、特定保健指導業務、データヘルス計画策定支援業務等の委託費確定による減額でございます。

53ページになります。

27節は、一般会計繰出金を減額するものでございます。

引き続き、2項1目特定健康診査等事業費でございます。1節及び8節は、特定健診業務に従事します会計年度任用職員の人件費不用額の減額でございます。10節は、特定健診事務用封筒印刷費の確定による減額であります。11節は、県医師会に対する特定健診受診券発行手数料の確定による減額であります。12節は、特定健診業務、特定健診受診率向上支援業務等の委託費確定による減額であります。

国民健康保険の特別会計の補正については以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、議案書97ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第20号でございます。令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,106万8,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,431万3,000円とするもの
でございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額
並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、98ページの第1表歳入歳出予算
補正によるものがございます。

それでは、事項別明細書の58ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費1節は、現年度分の介護給付費に係ります国庫負担金
を減額するものがございます。

3款2項1目調整交付金1節現年度分の介護給付費に係ります調整交付金を減額す
るものがございます。

同じく2目地域支援事業交付金の地域支援事業に係ります交付金を減額するもの
でございます。

5目介護給付事業費補助金1節は、介護報酬改定等システム改修事業に係ります補
助金交付として増額されるものがございます。

4款1項1目介護給付費負担金1節現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療
報酬支払基金からの交付金を減額するものがございます。

同じく2目地域支援事業支援交付金の地域支援に係ります社会保険診療報酬支払基
金からの交付金を減額するものがございます。

5款1項1目介護給付費負担金、現年度分の介護給付費に係ります県負担金を減額
するものがございます。

5款3項1目地域支援事業交付金1節現年度分の地域支援事業費に係ります県補助
金を減額するものがございます。

59ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金1節は介護給付費に係ります町の法定負担12.5%分の
減額とし、4節は地域支援事業費に係ります町法定負担金19.25%分のそれぞれ減額
するものがございます。

60ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般会計管理費の24節は財政調整基金への積立金を増額するもの
でございます。

1款3項1目認定調査費7節並びに8節は、介護認定調査員の報酬費並びに調査交

通費の費用弁償をそれぞれ増額するものでございます。18節は、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会への補助金を減額するものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費及び2目施設介護サービス給付等費、3目居宅介護サービス計画等費、61ページの4目地域別密着型介護サービス給付等費のそれぞれの18節は、それぞれのサービス給付等費に要する負担金で、本年度の支出実績を参考に試算し、見込みにより減額並びに増額するものでございます。

2款1項1目高額介護サービス等費、同じく2目高額医療合算介護サービス費の18節は、個人の負担分を超えられ、サービス料金を支払った方々に対してお戻しする負担金を減額するものでございます。

2款3項1目介護予防サービス給付等費の18節は、要支援者の介護予防を目的として行うサービスの本年度の支出実績を参考に試算した見込額により減額するものでございます。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の18節は、介護予防の訪問介護、通所介護サービスの本年度の支出実績を参考に試算し、見込みにより減額するものでございます。

62ページをお願いいたします。

4款2項1目一般介護予防事業費の7節は、生き生きサロン、介護予防教室、ラクラクステップ実行政区の本年度実績を見込み試算し減額するものでございます。

4款3項5目認知症総合支援事業費7節は、地域ケア推進会議講師謝金の減額。8節は新型コロナ禍の影響もあり、認知症初期支援チーム員の研修の不参加によります旅費の減額をお願いするものでございます。

4款4項1目任意事業費の19節は、成年後見人制度による報酬支払費用に対する利用者への支援費の実績により減額をするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

議案書の99ページをお願いいたします。

議案第21号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ9万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を1,118万5,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の64ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項2目利子及び配当金は、基金から生じた利子の実績により増額するものでございます。

2項1目不動産売払収入1節流木売払収入につきましては、森林研究整備機構造林地の立木を伐採したことによる売上金でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる減額。

3款1項1目は、令和4年度からの繰越金であります。

歳入は以上でございます。

65ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節は、視察研修の中止による減額。

2款1項1目10節は、実績見込みによる減額。18節は流木売払収入のうち、分収契約割合に基づき難波地区へ支払うものでございます。

3目諸費18節は、3つの財産区で構成いたします財産区連絡協議会負担金を事業実績見合いにより減額するもの。27節繰出金は、宮床レクリエーション広場トイレ改修分について事業費が確定したことにより減額するものでございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の101ページをお願いいたします。

議案第22号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ501万円を減額いたしまして、予算の総額を256万円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の67ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額をするもの。

3款1項1目は、令和4年度からの繰越金です。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節は、視察研修中止による減額です。

2款1項1目一般管理費10節は、実績見込みによる減額。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費12節は、事業費の確定により減額するものです。

4目諸費18節は、3つの財産区で構成します財産区連絡協議会負担金を事業実績見合いにより減額するものでございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の103ページをお願いいたします。

議案第23号 令和5年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ54万3,000円を減額いたしまして、予算の総額を494万2,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

別冊事項別明細書の70ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額するものであります。

3款1項1目は、令和4年度からの繰越金であります。

次に、歳出です。

1款1項1目管理会費8節は、視察研修の中止による減額です。

2款1項1目一般管理費10節は、実績見込みによる減額。

3目諸費18節は、3つの財産区で構成します財産区連絡協議会負担金を、事業実績見合いにより減額するものです。27節繰入金は、集会施設補助金及び地域団体が補助金の請求をしないこととなりましたので減額するものでございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

それでは、議案書105ページをお願いいたします。

議案第24号 令和5年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ128万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ594万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正額の金額は、106ページの第1表歳入歳出補正予算とするものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の72ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金は、全額を奨学事業基金へ戻入れを行うものでございます。

4款1項1目は繰越金といたしまして、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目奨学費貸付金元利収入は、実績見合いによる滞納繰越分の減額を行うものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目事業費20節は、令和5年度分子算計上といたしまして、当初では新規貸付者といたしまして高校生が3名、実績はなかったところでございます。大学生が10名予定に対しまして4名ということで、その実績に基づきまして減額を行うものでございます。

次に、2目事務費の24節は、実績見込みによりまして財源調整といたしまして奨学事業基金積立金への戻入れを行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

次に、議案書107ページをお願いいたします。

議案第25号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でござ

います。

令和5年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,498万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書74ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料は、現年度分を実績見込みにより増額するものでございます。

3款1項1目は、事務費繰入金を減額。

2目は、保険基盤安定繰入金の実績見込みにより減額するものでございます。

5款4項1目受託事業収入は、健診受託事業の額確定により減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目12節は、健診業務等の委託料の額確定により減額するものでございます。

2款1項1目18節は、県後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書109ページをお願いいたします。

議案第26号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,040万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億746万円とするものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

111ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。

1款2項土地区画整理事業費の土地区画整理事業造成工事及び電柱移設補償費に係ります費用といたしまして、2億3,756万3,000円をお願いするものであります。

112ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。

起債の目的ごとの限度額の変更でございます。公共事業等債といたしまして、変更前2億2,360万円を、変更後2億2,500万円とし、都市開発事業債は変更前6億7,640万円を、変更後2億7,650万円とし、起債合計変更前9億円を、変更後2億150万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）をお願いいたします。

76ページ、歳入でございます。

1款1項1目保留地処分金につきましては、確定見込みによります減額でございます。

1款2項1目土地区画整理事業費負担金は、公共施設管理者負担金で町道分を見込んでございましたが、未完了のため令和5年度分は減額するものとなります。

2款1項1目土地区画整理費国庫補助金は、街路事業都市再生事業国庫補助金確定見込みによります減額でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、国庫補助金確定見込みにより、一般会計負担金の

減額に伴います減額となるものでございます。

5款1項1目預金利子2項1目雑入につきましては、確定見込みによります減額となります。

6款1項1目土地区画整理事業債は、街路事業都市再生事業国庫補助金確定見込みによります起債額変更に伴い調整の上減額するものでございます。

次に、77ページ歳出でございます。

1款2項1目土地区画整理事業費14節につきましては、令和5年度分の造成工事の実績見込みによります減額となります。21節は、電柱移設補償及び休耕補償、家屋移転補償1名の前払金に要します費用の確定見込みによります減額。

2款1項1目元金及び2目利子につきましても、確定見込みにより減額となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（門間浩宇君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の113ページをお願いいたします。あわせまして、令和5年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第4号）につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第27号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

第1条総則です。令和5年度大和町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。令和5年度大和町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款下水道事業収益について41万6,000円減額し合計を9億6,834万6,000円とし、1項営業収益は41万6,000円減額し4億9,329万2,000円とするものであります。

支出であります。

1款下水道事業費用について756万6,000円を増額し合計を9億887万7,000円とし、

1 項営業費用は610万2,000円増額し 8 億5,844万4,000円。

2 項営業外費用は146万4,000円増額し4,626万1,000円とするものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出であります。

予算第 4 条本文括弧書き中、1 億8,285万9,000円を 1 億7,615万4,000円に、当年度損益勘定留保資金5,202万1,000円を当年度損益勘定留保資金4,531万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入について3,027万6,000円減額し合計を 4 億5,111万8,000円とし、1 項企業債は1,170万円減額し 2 億3,020万円。

3 項他会計補助金は992万1,000円減額し8,947万7,000円。

4 項国庫補助金は865万5,000円減額し6,234万4,000円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出について3,698万1,000円を減額し合計を 6 億2,727万2,000円とし、1 項建設改良費については3,698万1,000円を減額し 2 億7,609万2,000円とするものであります。

議案書114ページをお願いいたします。

第 4 条の企業債であります。予算第 6 条に定めた起債の限度額を、第 1 表企業債補正のとおり変更するものであります。

議案書115ページをお願いいたします。

第 1 表企業債補正、変更であります。起債の目的は、流域下水道整備事業で建設負担金の額確定に伴います減額によりまして、限度額の補正前8,340万円を補正後7,170万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

詳細につきましては、令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第 4 号）にあります令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

83ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款下水道事業収益 1 項営業収益 2 目その他営業収益、節の事業負担金につきましては、宮城県環境事業公社からの小鶴沢北目ルート維持管理負担金の額確定に伴います減額をお願いするものであります。

84ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費、節の通信運搬費は、マンホールポンプ、電話料金の増額、委託料につきましては、マンホールポンプ室清掃及び下水道台帳整備業務の増嵩に伴う増額、負担金につきましては額確定に伴います増額をお願いするものであります。

2 目処理施設等費、節の通信運搬費につきましては、マンホールポンプ、電話料金の増額をお願いするものであります。

6 目減価償却費、節の有形固定資産減価償却費につきましては、下水道 3 事業、固定資産減価償却費の額確定に伴う増額を、無形固定資産減価償却費は施設利用権の額確定に伴う増額をお願いするものであります。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、節の企業債利息につきましては、額確定に伴う増額をお願いするものであります。

85ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款資本的収入 1 項 1 目企業債、節のその他企業債につきましては、流域下水道建設負担金の額確定に伴う減額をお願いするものであります。

3 項 1 目、節の他会計補助金につきましては、事業費等の額確定に伴う減額をお願いするものであります。

4 項 1 目、節の国庫補助金につきましては、国交省補助事業の補助金額確定に伴う減額をお願いするものであります。

86ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管渠費、節の委託料につきましては、雨水浸水想定区域図策定業務の完成見込みに伴う減額、工事請負費は公共下水道管路布設工事の完成見込みに伴う減額をお願いするものであります。

2 目浄化槽費、節の負担金につきましては、合併処理浄化槽事業負担金の減額をお願いするものであります。

3 目流域下水道建設負担金、節の流域下水道建設負担金につきましては、流域下水道建設負担金の額確定に伴う減額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の116ページをお願いいたします。あわせまして、令和 5 年度

大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第4号）につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第28号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

第1条総則です。令和5年度大和町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。令和5年度大和町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款水道事業費用について335万1,000円増額し合計を9億4,722万2,000円とし、1項営業費用は335万1,000円を増額し9億3,088万1,000円とするものであります。

3条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中、2億162万7,000円を1億8,806万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億162万7,000円を過年度分損益勘定留保資金1億8,806万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入について、2,370万円を減額し合計を1億7,623万7,000円とし、1項企業債は2,370万円を減額し1億5,110万円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出について3,725万8,000円を減額し合計を3億6,430万6,000円とし、1項建設改良費は3,725万8,000円を減額し3億342万円とするものであります。

第4条の企業債であります。予算第6条に定めた起債の変更は、第1表企業債補正によるものであります。

議案書117ページをお願いいたします。

第1表企業債補正、変更であります。起債の目的は上水道事業の3事業で、事業費額確定に伴います減額によりまして、補正前1億7,480万円を補正後1億5,110万円とするものであります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

議案書116ページにお戻り願います。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものであります。

職員給料費について255万7,000円を減額し4,607万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、令和5年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第4号）にあります令和5年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

89ページをお願いいたします。

収益的収入支出であります。

支出であります。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目浄配水費、節の給料から法定福利費につきましては人件費の調整に伴うものであります。受水費につきましては、令和5年度の実績見込みによりまして、その不足額について増額をお願いするものであります。

90ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款資本的収入 1 項 1 目、節の企業債につきましては、事業費額確定に伴い減額をお願いするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費、節の管工事費につきましては、東下蔵天王寺配水管布設工事ほか3件の完成見込みに伴う減額をお願いするものであります。

2 目水道施設更新事業費、節の管工事費及び調査設計費につきましては、水道施設中央監視装置更新工事と、難波・金取南浄配水場更新実施設計ほか1件の完成見込みに伴う減額をお願いするものであります。

4 目営業設備費、節の機械器具費につきましては、水道施設監視カメラ設置完了に伴う減額をお願いするものであります。

5 目老朽管対策事業費、節の負担金につきましては、町道蒜袋相川線舗装修繕工事に伴う負担金の増額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

議案書118ページをお願いいたします。

議案第29号 令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2請負契約について

でございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的は、令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2でございます。2の契約の方法につきましては、一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）による請負契約でございます。3の契約の金額につきましては3,927万円。うち消費税が357万円でございます。4の契約の相手方は、黒川郡大和町吉岡字車堰71番地、日本道路株式会社北仙台出張所でございます。

それでは、議案第29号関係資料をお願いいたします。こちらの説明資料に基づきまして説明いたします。

初めに、1ページをお願いいたします。

入札の状況についてでございます。

1の入札方式としましては、大和町建設工事総合評価一般競争入札施工要領に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する大和町建設工事特別簡易型総合評価落札方式としたものでございます。

2の入札参加資格であります。（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格において舗装工事の承認された者であること。（3）入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（6）富谷市または黒川郡内に本社または営業所等を有すること。（7）大和町入札参加資格承認時点において、舗装工事の格付がB級以上で、総合評価値（P）が700点以上であることといたしました。

次に、3の総合評価項目及び落札候補者決定基準等としましては、（1）評価項目及び基準は、大和町特別簡易型総合評価方式落札者決定基準に示すとおりとする。

（2）評価項目にある類似工事の条件としましては、平成30年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した①、②の要件を満たす工事の施工実績を有するもので、①といたしまして、契約金額が税込み2,000万円を超え、建設業法の工事の種類が舗装と区分されるもの。②といたしまして、国または地方公共団体が発注工事としました。

4の入札方法でございます。（1）ダイレクト型一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）とする。（2）入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方

法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、5の落札者の決定でございます。(1) 入札価格が予定価格以下で入札した者のうち、落札者決定基準に基づき総合評価の最も高い者を落札者とするにといたしました。

6、入札参加者でございます。入札参加者は3者となりました。企業名は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

7、入札及び総合評価の結果でございます。入札調書であります令和6年2月19日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。3者とも応札額が予定価格以下であり、そのうち価格順位1位者の応札額は3,570万円であり、その価格評価点は32.59点となりました。また、価格順位1位の応札者の価格以外の評価点は15点であり、合計いたしました評価点は47.59点となったものでございます。この結果、価格順位1位の応札者が評価点1位となったものであり、次にこの工事の予定価格は5,296万円。低入札調査基準価格は4,503万5,000円であり、評価点1位の応札額が低入札調査基準価格を下回りましたことから、落札保留としたものでございます。

(2) この結果を受けまして、令和6年2月20日に評価点1位の応札者であります日本道路株式会社北仙台出張所から積算内容等につきまして事情聴取を行い、2月21日に低入札価格調査委員会を開催し契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査におきましては、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、日本道路株式会社北仙台出張所を落札者に決定し、2月26日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は3,927万円、消費税を除いた金額は3,570万円でございます。契約相手方は黒川郡大和町吉岡字車堰71番地、日本道路株式会社北仙台出張所でございます。

次に、事業の概要でございます。1の施工場所は、大和町鶴巢下草字西地内外でございます。2の完成工期は令和6年3月29日を予定しております。3の工事概要でございます。今回の工事につきましては、仮称下草橋の新設工事に伴い、現在施工しております下草川の道路改良部分を含み、下層路盤、上層路盤、舗装を実施する工事となっております。施工延長につきましては、Lイコール507.6メートル、路床安定

処理工2,760平米、側溝工131メートル、下層路盤2,734平米、上層路盤2,480平米、表層3,792平米、橋梁部との擦り付けの踏掛版工といたしまして33立米でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3ページにつきましては、施工場所の位置図となっております。

続きまして、4ページ、5ページにつきましては計画平面図、6ページが標準断面図でございます。4ページ、5ページの平面図中、赤色部分が今回施工する区間となっておりますのでございます。青色で示しているのが、竹林川となっております。6ページの図面が標準断面図でございます。同じく赤い部分が施工する区間となっております。上段が橋梁から終点、下草側でございますがそちらの部分でございます。下段が起点、舞野側から橋梁部となるものでございます。なお、起点から橋梁部までの下層路盤、上層路盤は上部工工事と関連いたしますことから、上部工工事で施工するものとしてございます。

以上が、令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2請負契約の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日2月28日の午前10時です。

大変お疲れさまでございました。

午後3時37分 延 会